

ごあいさつ



経営管理委員会会長
中川 泰宏



代表理事理事長
井尻 稔

みなさまには、日頃よりJAバンク京都信連をお引き立ていただきまして厚くお礼申し上げます。当会は、昭和23年の設立以来、農協連合会として府内JA信用事業を支援する立場から地域農業・関連産業への貸出、有価証券、預け金などの運用により会員への還元と地域の発展に貢献することを使命としてまいりました。

この冊子は、当会の経営方針、経営内容を取りまとめ、利用者のみなさまに平成18年度業務内容を中心に当会の考え方をよりご理解いただくため作成いたしました。

昨今の金融情勢をみますと、堅調な景気回復を受け昨年7月にゼロ金利政策が解除、続いて今年2月にも追加利上げが行われ、超低金利政策から正常化にむけた政策転換がなされました。このような中で、各金融機関ともに不良債権問題が収束に向かい、それまでの大企業を中心にしたアプローチから、個人や中小企業分野への進出を強めています。加えて、10月にゆうちょ銀行が誕生することで、業態の垣根を越えた競争は一層激化すると見られます。

JAバンクにおきましても、このような環境変化を的確に捉え、JA・信連・農林中金の一体的事業運営による組合員ニーズへの対応、収益力向上、顧客基盤拡充等に取り組んでおります。また、平成19年3月期より適用が開始されました新BIS規制に対応したより高度なリスク管理、コンプライアンス態勢の充実等、一層の信頼性・健全性の確保に向けた取り組みを進めてまいります。

大競争時代に耐えうる系統信用事業の拡充・強化に取り組み、「JAバンク京都」がこれまで以上に強固な経営基盤を持ち、組合員・利用者から一層支持される地域金融機関であり続けるため、当会役職員は一丸となって努力してまいりますので、今後とも格別のご支援・ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

平成19年7月

京都府信用農業協同組合連合会
経営管理委員会会長 中川 泰宏
代表理事理事長 井尻 稔

●●●● 経営方針

J Aバンク京都信連は、以下の経営理念のもと、平成19年度から平成21年度を計画期間とする「中期経営計画」を策定し、基本目標の実現に向け取り組んでおります。

【経営理念】

府内J A信用事業の連合会として協同組合活動を通じて、京都の農業振興と地域経済の発展に貢献します。

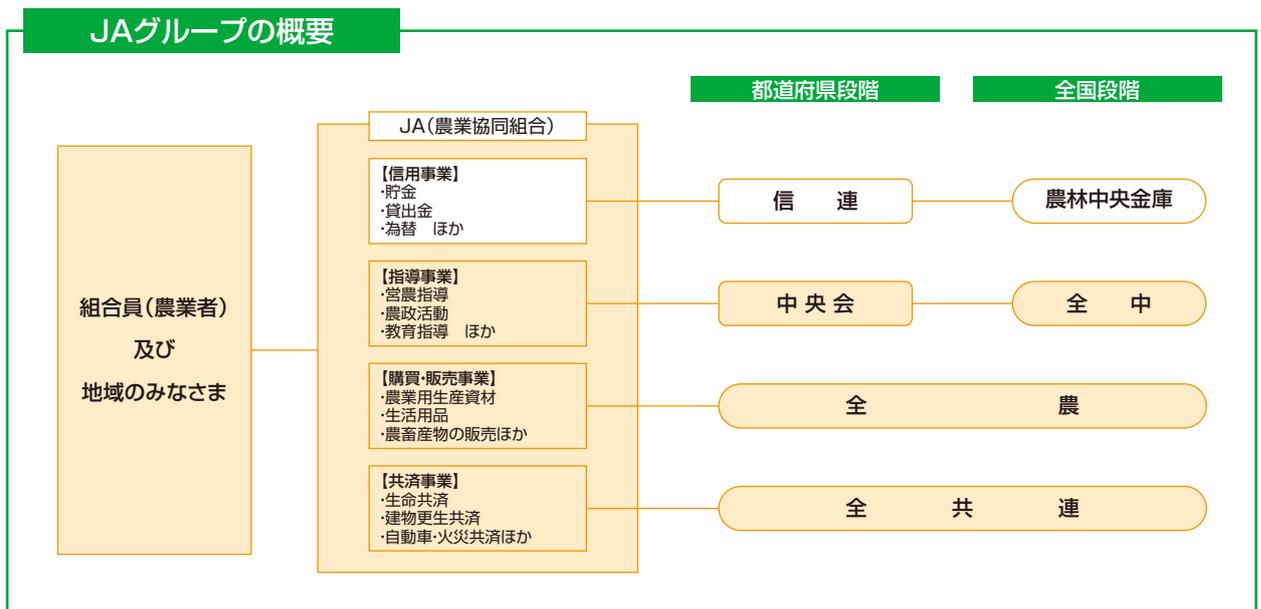
【基本目標】

1. J Aバンク全体の一体性を強化し、地域農業の振興、組合員・地域住民との総取引化を深め、利用者基盤の拡大と地域金融としての機能充実と信頼性の維持・向上にむけ一層の府域機能発揮に努める。
2. 適切な資産配分、資金運用力の強化による安全かつ効率的な運用、安定的収益確保と機能還元 に努める。
3. 新B I S規制への適切な対応、コンプライアンス態勢、リスク管理態勢の高度化による、自己責任経営を徹底して健全性の維持・向上に努める。

《JAグループとは》

J Aグループは、市町村・都道府県・全国の各段階で構成する協同組合組織です。

当会は都道府県段階の信連であり、京都府内のJ Aの信用事業をサポートする役割を担っております。



J Aバンクは銀行や信用金庫などと同じように、組合員だけでなく地域のどなた様でもお気軽にご利用いただけます。



運営体制

【貸出運営】

京都府内を事業範囲とする地域金融機関である当会は、JAの組合員及び地域の皆様からお預かりした大切な資金を、地域社会発展のために安定的に融通・還元することが重要な役割と認識し、農業基盤の安定と強化を目指した農業融資の拡充と、地域金融機関として、地場産業、地方公共団体等、地域のさまざまな資金ニーズに応えることにより、地域社会の発展に一層貢献できるよう取り組んでおります。

【法令遵守（コンプライアンス）の態勢】

金融機関が直面するリスクの多様化、複雑化を踏まえ、自己責任原則に基づき、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行っていくことは、地域金融機関として社会的責任を果たすための必須事項であると強く認識しております。

当会の役職員ひとり一人が、高い倫理観と使命感をもって、常に社会的責任を自覚し、健全な業務運営を行っております。

当会では、コンプライアンス基本方針並びに個人情報保護方針を具現化するため、倫理行動基準を策定するとともに役職員の行動規範や遵守すべき法令等を取りまとめたコンプライアンス・マニュアルを策定し、コンプライアンス委員会で決定するプログラムに基づき、内部研修・自己啓発等を確実に実践することによって、コンプライアンス重視の企業風土を醸成しております。

【金融商品の勧誘方針】

当会は、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客様の立場に立った勧誘に努めるとともに、より一層の信頼をいただけるよう努めております。

1. お客様の投資目的、知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. お客様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような説明は行いません。
4. 約束のある場合を除き、お客様にとって不都合と思われる時間帯での訪問・電話による勧誘は行いません。
5. お客様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。

【個人情報保護方針】

当会は、お客様の個人情報を正しく取り扱うことが、事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守します。

1. 個人情報（生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。）を適正に取り扱うために、個人情報の保護に関する法律（以下「法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。
2. 利用目的をできる限り特定したうえ、予めご本人（個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。）の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の範囲内で、業務の遂行上必要な限りにおいて個人情報を取り扱います。
3. 個人情報を取得する際には、適正な手段で取得するものとし、利用目的を法令により例外として扱われるべき場合を除き、予め公表するか、取得後速やかにご本人に通知または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、予め明示します。
4. 取り扱う個人データ（法第2条第4項が規定する、個人情報データベース等（法第2条第2項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。）を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また、安全管理のために必要・適切な措置を講じ、従業者および委託先を適正に監督します。
5. 法令により例外として扱われるべき場合を除き、予めご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。
6. 保有個人データ（法第2条第5項に規定するデータをいいます。）につき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。
7. 取り扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。
8. 取り扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

【リスク管理の態勢】

金融の自由化や国際化の進展、デリバティブ取引等に見られる金融技術の高度化により、金融機関を取り巻くリスクは、量的な増大とともに質的にも一段と複雑化・多様化しております。こうした情勢の中、金融機関のリスク管理能力の充実は年々重要性を増しており、健全性の高い経営、さらなる信頼性の確保を目指すなかで、より高いレベルでのリスク管理態勢の構築が最重要事項となっております。

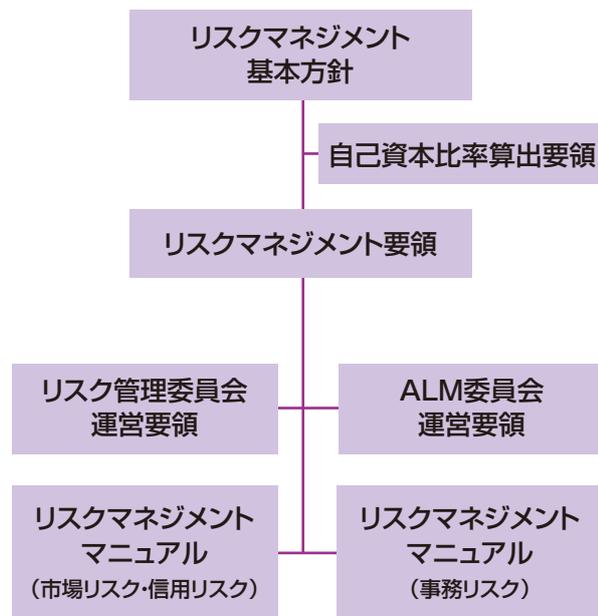
当会におきましては、会員・利用者の皆様に安心して当会をご利用いただくため、「リスクマネジメント基本方針」を中心として、認識すべきリスクの種類や管理手法・管理体制などのリスク管理体制を整備しており、それに基づいたリスク管理体制の確立により、リスクの軽減化と安定的な収益確保に努めております。

<リスク管理の体系>

経営管理委員会において「リスクマネジメント基本方針」を策定し、リスク管理の対象とするリスクの種類を定義するとともに、リスク管理体制を明らかにしています。

より具体的なリスクマネジメント手法、管理体制等については「リスクマネジメント要領」、「リスクマネジメントマニュアル」を策定しており、また具体的な戦略について協議・検討する機関として「ALM委員会運営要領」、「リスク管理委員会運営要領」を策定しております。

なお、当会において認識するリスクについては以下のとおりです。



●信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況が悪化等し、資産価値が減少ないし消滅することにより、当会が損失を被るリスクです。

●市場関連リスク

市場リスクとは、金利、有価証券の価格、為替等のさまざまな要因が変動することにより、当会が保有する資産の価値が減少し、損失を被るリスクです。

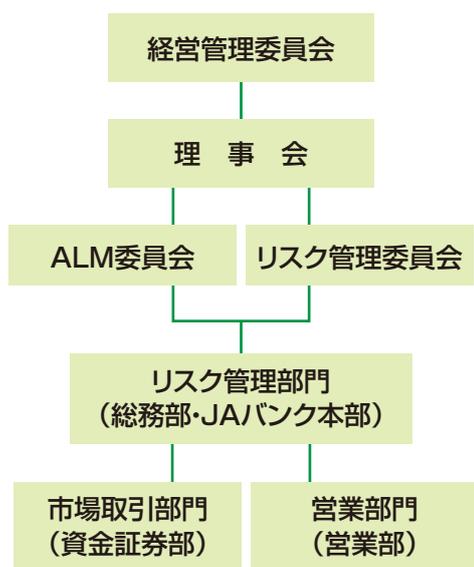
その他、役職員の事務処理や事故・不正等にかかる「事務リスク」、コンピュータ障害、誤作動等にかかる「システムリスク」、資金調達にかかる「流動性リスク」、法律や契約にかかる「法務リスク」があります。

<統合的なリスク管理について>

信用リスク・市場関連リスクを計量化し、これに基づき自己資本の一定割合をリスク許容限度総額として、事業年度毎に設定しています。当限度額については、毎月のモニタリングで算出したリスク量と比較することにより検証を行っています。

またリスク分散の観点から運用限度額基準を設定し、一与信先に対する限度額、格付別与信限度額、業種別与信限度額を管理しており、これについても事業年度毎に見直し、毎月のモニタリングで検証しております。加えて受益証券、デリバティブ取引については別途ロスカット基準を定めるなど、リスクの早期低減にも努めています。

今後の対応といたしましては、資産ポートフォリオ全体におけるリスク算出の精緻化、ストレステスト実施等により将来の経済情勢の深刻な悪化、市場崩壊の危機に備えたリスク耐力の測定等、自己資本に見合った健全なリスクテイク（資本の配賦）とリスクに見合った収益確保に向け、リスク／リターンの管理手法の確立を目指します。



<ALM委員会・リスク管理委員会>

ALM委員会を毎月、リスク管理委員会を原則四半期毎に開催しています。

ALM委員会においては、リスクを適正な水準に保つべく適切な資産配分と、それに伴う収益の安定を図り、加えて中長期収支シミュレーションを実施することにより、金利変動に対応した安定収益が確保できるよう努めております。

リスク管理委員会においては、モニタリングの結果報告を行うとともに、諸情報の分析結果の報告、検討を行っています。これにより、各部署へのリスクマネジメント意識の周知徹底、リスク量に見合った収益の確保を図っています。

●審査・監査機能の充実

当会では、審査機能の充実をはかるため審査部署を設置し、営業部門における与信の審査業務を行うとともに、債権管理回収、資産の自己査定を行っております。

また、内部監査のほか、常勤監事と員外監事を設置し、組織・業務全体にわたって、監査・指導を行うことにより監査体制の充実強化に努めております。

【社会的責任と貢献活動】

●社会的責任に対する当会の考え方

当会は、農業専門金融機関であるとともに、地域経済の活性化に寄与すべき地域金融機関であると位置づけており、信用事業を通じて、農業・地域経済の発展に貢献し、自然環境の保全と農業と

の関わり等を一般のみなさまにも広く理解していただくよう努めております。

●地域貢献活動

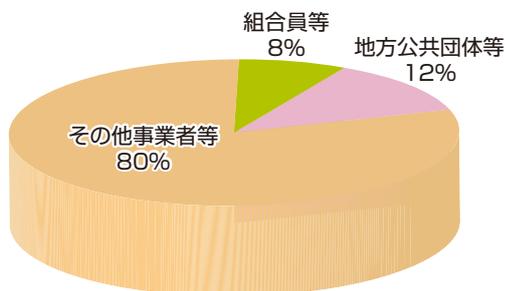
■地域からの資金調達について

組合員をはじめ地域の皆さまのニーズにお応えできるよう、貯金商品の充実に取り組んでおります。今年度につきましては、年間を通じて懸賞金付定期貯金「ありがとう19」を府内JAで販売しております。また、各種キャンペーン等を通じて、地域金融機関としてのJAの浸透に努めております。



■地域への資金供給について

●貸出先内訳(平成19年3月末)



残高合計873億円

●制度融資貸出金残高

(単位：百万円)

農業改良資金	340
就農支援資金	226
住宅建設資金	100
住宅改良資金	31

平成19年3月末現在

組合員をはじめ地域の皆さまからお預かりしている大切な資金は、農家組合員や農業に関連する企業、地場産業ならびに地方公共団体等においてご利用いただいております。また、府内JAの幅広いネットワークを活用することにより、農業の担い手育成を金融面から支援するとともに、地域社会の一員として地域経済の持続的発展に努めております。

■文化的・社会的貢献について

地域における活動として、JAで行われる年金相談会やセミナーへの各種支援、また府内JAにおいて組織された年金友の会を主体とした、ゲートボール・グラウンドゴルフ大会等の一部を当会が企画・実施しております。

また、JAグループ京都が企画・提供するテレビ番組「あぐり京都」や、京都パープルサンガへの協賛、インフォメーション（広報誌）での広報活動を通じて、農業・農村の役割への理解や食の安心・安全の浸透に努めています。



ゲートボール大会	グラウンド・ゴルフ大会
<p>対象者：年金受給者（友の会会員）</p> <p>目的：JA年金友の会会員の相互交流や親睦、健康の増進を図るため、JA年金友の会ゲートボール大会を実施。</p> <p>京都府大会開催日：平成18年10月6日 参加人員：約100人</p>	<p>対象者：年金受給者（友の会会員）</p> <p>目的：JA年金友の会会員の相互交流や親睦、健康の増進を図るため、JA年金友の会グラウンド・ゴルフ大会を実施。</p> <p>京都府大会開催日：平成18年10月26日 参加人員：約100人</p>

【JAバンクシステム】

JAバンクでは、他の金融機関にはない二重のセーフティネットやJA・都道府県信連・農林中金の3段階でみなさまからお預かりした貯金を運用するなど、みなさまに安心していただける健全な経営を行って大切な貯金をお守りしています。

●安心

みなさまのJA貯金は、「JAバンクシステム」のもとJAバンク全体で経営健全性を確保するための支援制度である「JAバンク支援基金」と国の公的保護制度「貯金保険制度」でみなさまの貯金を二重にガードしています。

●信頼

JAバンク京都は、JA・当会・農林中金が一体となって金融システムの一員として、みなさまから信頼される「JAバンク」でありつづけます。

各種貯金をはじめ、ご融資やお振込・年金のお受取・給与振込・公共料金の自動振替などの総合サービスをご提供することで、みなさまにより身近でより便利なメインバンクになることを目指しています。

●健全

金融機関の健全性をはかる指標として自己資本比率が用いられております。

JAバンクシステムでは、一般の国内取引銀行よりもさらに厳しい独自ルールを設定し、自己資本比率が8%未満になれば、JAバンク中央本部からJAバンク会員への資金運用制限指導等を実施する等、JA・当会・農林中金の一体的業務運営により、組合員・利用者から信頼され選ばれるJAバンク京都の確立に努めております。

なお、当会の平成19年3月末時点の自己資本比率は18.49%です。



平成18年度の事業概況

18年度の当会の事業につきましては、府内JAをはじめ地域の皆様のご協力のもと、事業収益は9,071百万円（前年対比+1,233百万円）、経常利益は1,973百万円（前年対比+408百万円）、当期剰余金は1,538百万円（前年対比+331百万円）を計上することができました。

以下につきましては、各事業実績の報告です。

①金融推進業務

ア. JA信用事業強化に向けた取り組み

(ア) 「中期戦略」総仕上げの年であり、基本目標と数値目標の実現に向け「定期貯金満期管理の徹底運動」を展開するとともに、休日住宅ローン相談会の開催促進、特別貯蓄増強運動等積極的に取り組んだことにより一定の成果をあげることができました。その結果、JA貯金は10,533億円（前年対比+0.5%）となり、貸出金は2,192億円（前年対比+0.0%）となりました。

(イ) 京都新聞への広告掲載、テレビCM、パープルサンガサンプリング等を活用しJAバンク京都のイメージアップに向け取り組みました。

(ウ) キャッシュカード偽造・盗難防止対策として一日あたりのカード利用限度額の引下げ、ICキャッシュカードの導入、および新BIS規制に対応するためシステムデータの整備等に取り組みました。

(エ) 新たにローン専任担当者養成研修会、目標管理研修会および債権回収研修会を開催するとともに、FP・金融窓口サービス技能士の資格取得等人材育成に取り組みました。

イ. JAバンクシステム強化に向けた取り組み

(ア) JAバンク基本方針に基づくモニタリングの実施、新BIS規制や事務の統一化への対応、および不祥事ゼロ運動の実践等を通じ、財務の健全化とリスク管理の徹底など、府内JAバンクの一層の信頼性の維持・向上に向けた取り組みを進めました。

(イ) JAにおける不良債権処理促進について、平成19年度末（平成20年3月末）の不良債権比率4.8%を目標に3ヵ年府内統一運動として取り組んでまいりました。その結果、平成17年度末6.87%から平成18年度末5.68%となり、1.19ポイント改善いたしました。

(ウ) 府内相互援助積立金は、資金贈与が2億円、JAからの積立が20,964千円、信連による積立が204,367千円となった結果、期末残高は799,671千円となりました。

②貯金業務

貯金特別増強運動の実施等貯金の安定的増加に努め、会員JAのご協力のもと、期末貯金残高は309億円増加（前年対比+4.1%）し、7,893億円となりました。

また、貯金奨励金は37億円を支払い、安定的還元に努めました。

③融資業務

地元企業や上場企業等へ、取引先数の拡大と融資残高の伸長等積極的な融資対策に取り組みました。その結果、期中76億円増加し期末貸出金残高873億円（前年対比+9.6%）となりました。

なお、農業融資については、農業担い手に対する融資機能の強化を図るため、JAにおいて農業融資研修会を実施するとともに、JAと連携して融資推進を行いました。

受託貸付金については、農林漁業金融公庫資金の新規申込額が少ないことに加えて、住宅金融公庫資金の繰上償還等により、期中18億円減少し期末受託貸付金残高173億円（前年対比△9.8%）となりました。

④余裕金運用業務

金融政策の変更による金利上昇局面に対し、短期での効率運用と待機資金として系統預金への資金配分を重視するとともに、債券の定例取得のほか、低利回り債券の入れ替え等によるポートフォリオ改善など、運用調整会議等で中短期の方針を協議し安定的収益確保の構築に努めました。

その結果、期末残高は、預け金4,673億円（前年対比+9.0%）、有価証券（金銭の信託含む）2,535億円（前年対比△5.2%）となりました。

⑤為替決済業務

ア. MT化等による口座振替の一括処理について新たに消費税や京都府住宅新築資金を加えるなど、JA店舗での振替決済事務の効率化を進めました。

イ. 為替実務研修会・国庫金振込事務検査等を通じて、為替店舗の事務処理適正化に努めました。

（ア） 6月に為替実務担当者研修会を2会場で開催し、「為替実務専門員認定試験」の合格者35名を専門員として登録しました。（府内為替実務専門員登録者数：925名）

（イ） 国庫金振込事務検査については、4JA32店舗について実施し、国庫金振込の適正な事務処理に加え、為替業務全般にわたる指導を行いました。

⑥経営管理業務

ア. コンプライアンス態勢の強化

コンプライアンスにかかる基本方針に則り設定した平成18年度コンプライアンスプログラムの実践状況について、コンプライアンス委員会で検証し理事会へ報告するなど、コンプライアンス態勢の強化に取り組みました。また、昨年度に引き続き啓発の日（毎月1日：防犯・防災の日、毎月15日：人権啓発の日）を設定し、役職員の意識向上を図りました。

また、不祥事の防止・早期発見等に向けたヘルプライン制度を導入し、職員への周知徹底に努める一方、職場離脱制度については、対象の職員全員に実施をいたしました。

イ. 情報管理の徹底

4月に制定した「個人情報取扱事務手続」について説明会を実施し、内容を職員に周知するとともに、個人情報取扱台帳の定期更新を行う等個人情報の保護と適正な利用に努めました。

ウ. リスク管理の徹底

主要業務の実施方針に則った与信集中の回避や市場リスクの分散に対する検証等の徹底を期すため、リスク管理委員会を定例開催しリスクマネジメントに努めました。

また、月次決算を基礎として定期的な分析・予測・検証を励行することにより、適切かつ迅速な収支シミュレーションを行う等、ALM委員会を通じて収益管理の徹底に努めました。

エ. 内部監査の充実

平成18年度内部監査基本方針及び実施計画に基づき、事務処理の適確性、内部管理態勢の適切性・有効性および財務諸表の正確性等を重点に内部監査を実施しました。

オ. 財務の健全化

新BIS規制導入に備えた自己資本拡充計画に基づき、会員のご理解とご協力の下、後配出資金の受入と内部留保を中心とする自己資本の増強により、経営基盤の強化に努めました。平成18年6月においては、出資配当金及び後配出資配当金から275百万円、回転出資金から209百万円を後配出資金へ、事業分量配当金から162百万円を回転出資金として受入れました。

固定化債権については、顧問弁護士等とも連携し、担保物件の法的整理を進めるなど早期回収に努めました。

カ. 人材育成

平成18年度職員研修計画に基づき、自律性・専門性の高い人材を育成するため、階層に応じた研修受講・資格取得を奨励し、当会業務を担う人材の育成に取り組むとともに、職場の活

性化を図るための目標管理制度導入に向けた取り組みを進めました。

また、高年齢者雇用安定法の改正に伴い、当社が必要とする意欲と能力ある人材を確保するための規程の整備に取り組みました。

組織の概要

【組織機構図】

(平成19年6月30日現在)



【役員構成】

(平成19年6月30日現在)

役 職 名	氏 名
経営管理委員会会長	中川 泰 宏
経営管理委員会副会長	溝川 幸 雄
経営管理委員	石田 義 見
経営管理委員	永江 幸 司
経営管理委員	竹内 敏 三
経営管理委員	仲道 俊 博
経営管理委員	岡田 實 郎
経営管理委員	青山 裕 司

役 職 名	氏 名
代表理事理事長	井 尻 稔
代表理事専務	熊 内 久 志
理 事	大 槻 正 昭
理 事	鳴 瀧 学
理 事	俣 野 清 治
理 事	高 見 裕 昭

役 職 名	氏 名
代表 監 事	衣 川 澄 男
常 勤 監 事	谷 山 建 夫
監 事	豊 田 勝 代
員 外 監 事	西 田 悟

職員数は85名、うち男子54名、女子31名です。

【特定信用事業代理業者の状況】

(平成19年6月30日現在)

該当する取引はありません。

【店舗の所在地】

(平成19年6月30日現在)

店 舗	所 在 地	電 話 番 号
本 店	京都市南区東九条西山王町1	(075)681-2412
事務センター	京都市伏見区中島北ノ口町6	(075)602-7511



沿革・歩み

年	摘 要
昭和23年	京都府信用農業協同組合連合会設立
//	京都手形交換所代理交換に加入
昭和29年	農林漁業金融公庫業務を受託
昭和36年	住宅金融公庫業務を受託
昭和42年	京都市南区東九条西山王町1番地に移転
昭和48年	協同会社(株)京都府農協電算センター設立
昭和49年	全国農協信用事業相互援助制度発足
昭和50年	貯金量 1,000億円達成
昭和54年	全国銀行内国為替制度に加盟
昭和57年	事務センター竣工
//	京都支所開設
昭和58年	貯金量 3,000億円達成
//	京都府内農協貯金ネット取り扱い開始
昭和59年	全国農協貯金ネット取り扱い開始
昭和62年	貯金量 5,000億円達成
昭和63年	店舗呼称を変更(本所→本店、京都支所→京都支店)
//	福知山支店開設
平成2年	都銀、地銀とのCDオンライン提携
平成3年	第2地銀、信金、信組、労金とのCDオンライン提携
//	外貨両替業務取り扱い開始
平成6年	国債自己窓販の開始
平成7年	NOBSグループ7県にて共同開発した新システム稼働
平成8年	日銀歳入金取り扱い開始
平成10年	京都・福知山両支店を廃止
//	府内JA自動化機器平日稼働時間の延長、祝日稼働実施
平成11年	(株)京都府農協電算センター株式を一部譲渡し、協同会社から除外
//	投資信託の窓口販売開始
//	経営管理委員会制度導入
平成12年	コンピューター西暦2000年問題対応は、業務に支障を来すことなく完了
//	郵貯とのCD・ATMオンライン提携
//	デビットカード取り扱い開始
平成13年	貯金量 7,000億円達成
//	外貨預金取り扱い開始
//	府内JA自動化機器土、日、祝日稼働時間の延長
//	JAネットバンク取り扱い開始
//	JAバンク京都府本部設置
平成14年	京都銀行協会準社員銀行加入(京都手形交換所直接参加)
平成16年	JASTEMシステム稼働
平成17年	決済用貯金取り扱い開始
//	外貨預金取り扱い廃止
//	セブン銀行とのATM提携取り扱い開始
平成18年	外貨両替業務廃止
//	キャッシュカードによる利用限度額を50万円へ変更
//	ICキャッシュカード発行開始
平成19年	郵貯、セブン銀行とのATM入金提携開始

業務のご案内



- 貯 金 業 務16
- 貸 出 業 務17
- 為 替 業 務20
- 国債・投資信託の
窓 口 販 売 業 務21
- 推 進 業 務21
- その他のサービス業務22
- その他の諸手数料22



業務のご案内

当会は、貯金、貸出、為替など、いわゆる金融業務といわれる内容の信用事業を行なっています。この信用事業は、JA・信連・農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、農協系統金融として大きな力を発揮しています。

JAバンク京都信連・府内JAの主な取り扱い商品と各種サービスは以下のとおりです。

【貯金業務】

会員JA、各連合会、地方公共団体、企業、地域のみならず、余裕金・決済資金等をお預かりしております。

普通貯金、当座貯金、スーパー定期、総合口座などの各種貯金を目的、期間、金額にあわせてご利用いただいております。

●主な貯金

貯金の種類		特 色	期 間	預 入 れ 金 額
総 合 口 座	普通貯金※	普通貯金、定期貯金、定期積金、自動融資機能を一冊の通帳にセット。もし普通貯金の残高が不足した場合でも、定期貯金と定期積金の掛込残高の90%(最高200万円)まで自動的にご利用させていただきます。ご利用の際の利率はお預入定期貯金・定期積金の利率に所定の金利を加えた利率となります。 ※普通貯金については、貯金保険制度により全額保護対象となる「無利息型」での口座開設もできます。また、既存の普通貯金を「無利息型」に変更することもできます。	期限の制限はありません	1円以上
	期日指定定期貯金		最長3年	100円以上300万円未満
	据置定期貯金		最長5年	1万円以上1,000万円未満
	大口定期貯金		1か月以上5年以内	1,000万円以上
	スーパー定期		1か月以上5年以内	100円以上
	変動金利定期貯金		1年以上3年以内	100円以上
定 期 貯 金	定期積金	6か月以上5年以内	100円以上	
	期日指定定期貯金	1年経過後はお引き出し自由、一部のお引き出しもできます。	最長3年	100円以上300万円未満
	据置定期貯金	6か月経過後はお引き出し自由、一部のお引き出しもできます。	最長5年	1万円以上1,000万円未満
	大口定期貯金	大口資金の運用に最適です。	単利型 1か月以上5年以内 複利型 3年	1,000万円以上
	スーパー定期	小口資金の運用に最適です。	単利型 1か月以上5年以内 複利型 3年・4年・5年	100円以上
積 立 型 貯 金	変動金利定期貯金	6か月ごとに金利が変更されます。	単利型 1年以上3年以内 複利型 3年	100円以上
	定期積金	毎月一定額のお積み立てで、生活設計に合わせ無理のない資金づくりができます。	6か月以上5年以内	100円以上
	積立式定期貯金	毎月のお積み立てで、生活設計に合わせ無理のない資金づくりができます。	1年以上10年以内 据置期間3か月	100円以上
財 形 貯 金	一般財形貯金	お勤めの方々の財産づくりに最適です。給料・ボーナスからの天引によるお積み立てとなります。	3年以上	1,000円以上
	財形年金貯金	退職後の生活に備えた資金づくりに最適です。財形住宅と合わせて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1,000円以上
	財形住宅貯金	マイホーム資金づくりに最適です。財形年金と合わせて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1,000円以上
積立式定期貯金年金型	老後の生活に備えた資金づくりに最適です。無理のない資金づくりができる積立型とまとまった資金のお預入れに最適な一括預入型があります。	積立型 3年以上20年以内 一括預入型 1年以上10年以内	積立型 5,000円以上 一括預入型 50万円以上 300万円未満	
普通貯金	おサイフ代わりにいつでも簡単に出入りできます。公共料金等の自動支払口座として、また、給与・年金等のお受取口座として最適です。貯金保険制度により全額保護対象となる「無利息型」での口座開設もできます。また、既存の普通貯金を「無利息型」に変更することもできます。	期間の制限はありません	1円以上	
貯蓄貯金	基準残高10万円未満、10万円以上、30万円以上、100万円以上、300万円以上により適用金利が変わります。	期間の制限はありません	1円以上	
通知貯金	1週間以上の短期のお預入れにご利用いただけます。	7日以上	10,000円以上	
納税準備貯金	税金の納付に備えるための貯金です。	入金はいつでも	1円以上	

【貸出業務】

府内JAへの融資はもちろん、各連合会、地方公共団体、企業、地域のみなさまなど、地域社会の振興・活性化のため、幅広くご利用いただいております。

また、独立行政法人住宅金融支援機構、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫等の融資の業務も取り扱っております。

●一般企業等事業者向けご融資

融資の種類	資金のお使いみちなど	ご融資額	ご融資期間	担保および保証
一般企業向け、個人事業者向け事業資金	通常の運転資金・設備資金のほか、決算・賞与資金やその他の季節的・一時的な資金、あるいは長期の運転資金にご利用いただけます。	ご相談に応じて決定しております。	35年以内	必要に応じて、ご相談のうえ決定しております。
アパート・マンション建設資金	貸家、賃貸住宅の新築・増改築・補修資金などとしてご利用いただけます。	ご相談に応じて決定しております。	35年以内	ご融資対象の土地、建物の担保および連帯保証人などが必要です。
制度資金	農林漁業金融公庫資金・農業近代化資金など各種制度融資をお取り扱いしております。			

●制度資金（農業・住宅関連）のご融資

1. 受託貸付業務

受託先	資金のお使いみちなど
農林漁業金融公庫	農業基盤整備資金、スーパーL資金など農業に関連した資金をお取り扱いしております。
独立行政法人住宅金融支援機構	住宅の建築、改良等の資金をお取り扱いしております。
独立行政法人福祉医療機構	年金被保険者に対する住宅資金をお取り扱いしております。
国民生活金融公庫	高校、大学等教育資金をお取り扱いしております。

2. 京都府の制度資金（抜粋）

融資の種類	資金のお使いみちなど
農業近代化資金	農業施設、農機具等の取得に必要な資金をお取り扱いしております。
農業改良資金	農業の生産、農家の改善等に必要な資金をお取り扱いしております。
就農支援資金	新たに就農するための研修等に必要な資金をお取り扱いしております。
住宅建設資金	住宅の建設に必要な資金をお取り扱いしております。
住宅改良資金	住宅の増改築に必要な資金をお取り扱いしております。

●個人向けご融資

融資の種類	資金のお使いみちなど	ご融資金額	ご融資期間	担保および保証
住宅ローン (固定金利型) (変動金利型) (固定金利選択型)	ご本人、ご家族がお住まいになる住宅の新築・増改築及び新築・中古住宅(マンションを含む)、宅地の購入資金としてご利用いただけます。	10万円以上 5,000万円以内 (固定金利型については2,500万円以内)	3年以上 35年以内 (固定金利型については25年以内)	ご融資対象の土地、建物を担保として提供していただきます。JAの組合員のみなさまは、農業信用基金協会の保証をご利用いただけます。
住宅ローン 〈100%応援型〉 (固定金利型) (変動金利型) (固定金利選択型)	ご本人、ご家族がお住まいになる住宅の新築・増改築及び新築・中古住宅(マンションを含む)の購入資金として、所要資金の100%までご利用いただけます。 (所要資金とは、工事請負金額・売買金額+登記料+火災共済掛金+保証料+消費税の合計額です。)	10万円以上 5,000万円以内 (固定金利型については2,500万円以内)	3年以上 35年以内 (固定金利型については25年以内)	ご融資対象の土地、建物を担保として提供していただきます。JAの組合員のみなさまは、農業信用基金協会の保証をご利用いただけます。
住宅ローン 〈借換応援型〉 (固定金利型) (変動金利型) (固定金利選択型)	ご本人、ご家族がお住まいになっている住宅の取得に伴う、他金融機関から借入中の住宅ローンの借り換えにご利用いただけます。	10万円以上 4,000万円以内(固定金利型については2,500万円以内) ただし、担保評価額の130%以内かつ所要金額の範囲内。	3年以上32年以内で現在借入中の住宅ローンの残存期間内 (固定金利型については25年以内)	ご融資対象の土地、建物を担保として提供していただきます。JAの組合員のみなさまは、農業信用基金協会の保証をご利用いただけます。
住宅ローン 〈200%借換応援型〉 (固定金利型) (変動金利型) (固定金利選択型)	ご本人、ご家族がお住まいになっている住宅の取得に伴う、他金融機関から借入中の住宅ローンの借り換えにご利用いただけます。	10万円以上 4,000万円以内(固定金利型については2,500万円以内) ただし、担保評価額の200%以内かつ所要金額の範囲内。	3年以上32年以内で現在借入中の住宅ローンの残存期間内 (固定金利型については25年以内)	ご融資対象の土地、建物を担保として提供していただきます。JAの組合員のみなさまは、農業信用基金協会の保証をご利用いただけます。
リフォームローン (固定金利型) (変動金利型)	ご本人、ご家族が居住されている住宅の増改築、改装、補修資金としてご利用いただく他、住宅に付帯する施設等の購入資金としてご利用いただけます。	10万円以上 500万円以内	1年以上 10年6ヵ月以内	担保は必要ありません。 JAの組合員のみなさまは、農業信用基金協会の保証をご利用いただけます。
クローバローン (固定金利型) (変動金利型)	用途自由です。電化製品購入、旅行、結婚、相談資金など幅広くご利用いただけます。	300万円以内	6ヵ月以上 5年以内	担保は必要ありません。 JAの組合員のみなさまは、農業信用基金協会の保証をご利用いただけます。
マイカーローン (固定金利型) (変動金利型)	自動車の購入又は車検、修理のための資金としてご利用いただけます。	500万円以内	6ヵ月以上 7年以内	担保は必要ありません。 JAの組合員のみなさまは、農業信用基金協会の保証をご利用いただけます。

融資の種類	資金のお使いみちなど	ご融資金額	ご融資期間	担保および保証
教育ローン (固定金利型) (変動金利型)	ご子弟のご入学金、授業料など学費の支払い、下宿代などにご利用いただけます。	500万円以内	13年6ヵ月以内 ただし在学期間 +7年6ヵ月以内	担保は必要ありません。 JAの組合員のみなさまは、農業信用基金協会の保証をご利用いただけます。
カードローン	ご融資限度額の範囲内でしたら、繰り返しご利用いただけます。	極度額 50万円	契約期間1年 (以後自動更新)	担保は必要ありません。 JAの組合員のみなさまは、農業信用基金協会の保証をご利用いただけます。
営農ローン	正組合員のみなさまに農業安定に向けた資金としてご利用いただけます。	極度額300万円	契約期間1年	担保は必要ありません。 JAの組合員のみなさまは、農業信用基金協会の保証をご利用いただけます。
農機具ローン (固定金利型) (変動金利型)	正組合員のみなさまに農機具購入、修理のための資金としてご利用いただけます。	200万円以内	6ヵ月以上 8年以内	担保は必要ありません。 JAの組合員のみなさまは、農業信用基金協会の保証をご利用いただけます。
福祉ローン 〈リフォーム型〉 (変動金利型)	ご家族に介護を必要とする高齢者や身体の不自由な方のいる組合員のみなさまが介護に伴う既存住宅の増改築のための資金としてご利用いただけます。	10万円以上 500万円以内	1年以上 10年6ヵ月以内	担保は必要ありません。 JAの組合員のみなさまは、農業信用基金協会の保証をご利用いただけます。
福祉ローン 〈クローバ型〉 (変動金利型)	ご家族に介護を必要とする高齢者や身体の不自由な方のいる組合員のみなさまが介護に必要な機器などを購入するための資金としてご利用いただけます。	300万円以内	6ヵ月以上 5年以内	担保は必要ありません。 JAの組合員のみなさまは、農業信用基金協会の保証をご利用いただけます。
ジャスターローン	約定返済型の当座貸越ローンとして、ご融資限度額の範囲内で幅広くご利用いただけます。	最高200万円 (新規申込時の極度額は50万円)	契約期間1年 (以後自動更新)	担保は必要ありません。 JAの組合員のみなさまは、農業信用基金協会の保証をご利用いただけます。
JAらくらくキャッシュ	約定返済型の当座貸越ローンとして、ご融資限度額の範囲内で幅広くご利用いただけます。	最高50万円	契約期間1年 (以後自動更新)	担保は必要ありません。 三菱UFJニコス(株)の保証をご利用いただけます。
受託貸付金	住宅資金、進学資金にご利用いただくため、独立行政法人住宅金融支援機構、国民生活金融公庫等の各種制度資金のお取り扱いをしております。			

【為替業務】

全国のJA・信連・農林中金の店舗をはじめ、全国のどこの金融機関へでも当会の窓口を通して送金や手形・小切手等の取立てが安全・確実・迅速にできる内国為替を取り扱っております。

●為替サービス

種 類	内 容
内国為替サービス	全国どこの金融機関にも、お振り込み・送金・お取立てを行っております。
JAキャッシュサービス	当会のキャッシュカードがあれば全国のJA・信連・農林中金・都銀・地銀・第二地銀・信金・信組・労金・日本郵政公社・セブン銀行のCD・ATMで、現金のお引き出し、残高照会がご利用いただけます。また、全国のJA・信連・農林中金・日本郵便公社・セブン銀行のCD・ATMで入金いただけます
JAネットバンクサービス	携帯電話やパソコンから振込・残高照会などのお取引ができる便利なサービスです。携帯電話はiモード・FOMA対応機種(NTTドコモ)、EZWeb対応機種(au・ツーカー)、Yahoo!ケータイ対応機種(ソフトバンク)のいずれでもお取り扱い可能です。
給与振込サービス	給与・ボーナスがお客様のご指定いただいた貯金口座に当日自動的に振り込まれます。振り込まれたお金はキャッシュカード等により必要なときにお引き出しいただけます。
各種自動受取サービス	国民年金・厚生年金等各種年金、配当金などがお客様の口座に自動的に振り込まれます。その都度お受け取りに出かけられる手間も省け、期日忘れのご心配もありません。
各種自動支払サービス	電気・電話・NHK等公共料金のほか、各種クレジット代金など普通貯金(総合口座)、当座貯金から自動的にお支払いいただけますので、払込のわずらわしさがなくなります。

●内国為替の取扱手数料

(平成19年6月現在)

		当 会 内	府内系統宛	府外系統宛	他 行 宛
振 込 手 数 料 (1件につき)	3万円以上	420円	420円	630円	735円
	3万円未満	210円	210円	420円	525円

注：手数料には消費税（5％）が含まれております。

●JAネットバンクの手数料

(平成19年6月現在)

		当 会 内	府内系統宛	府外系統宛	他 行 宛
振 込 手 数 料 (1件につき)	3万円以上	0円	210円	210円	525円
	3万円未満	0円	105円	105円	315円

注：上記手数料には消費税（5％）が含まれております。

【国債・投資信託の窓口販売業務】

お客様の多様なニーズに幅広くお応えするため、国債や証券投資信託の窓口販売業務を行っております。安全性の高いものから比較的リスクの高いものまでご用意しておりますので、商品ごとの特性を充分ご理解いただいた上、ニーズに合った商品を販売することとしております。

●国債

各種国債の販売をお取り扱いしております。

種類	期間	申込単位	発行	募集期間	特典
長期利付国債	10年	5万円	毎月1回	2週間程度	マル優・マル特が各350万円までご利用いただけます。
中期利付国債	2年・5年		月1回程度	2週間程度	
個人向け国債	5年・10年	1万円	3ヶ月に一回程度	1ヶ月程度	

●投資信託

将来の暮らしにゆとりを生む投資信託をお取り扱いしております。

商品名	商品の特色	主なリスク	信託期間	買付単位
JAのMMF	残存期間の短い内外の債券および短期金融商品等に投資し、安定運用を行います。	金利変動リスク 為替変動リスク 信用リスク	無期限	1万円以上 1円単位
JA日本債券ファンド	日本国内の債券を主要な投資対象とし、国内債券の代表的な運用指標であるNOMURA-BPI総合指標を中長期的に上回る収益確保を目指します。	金利変動リスク 信用リスク	無期限	1万円以上 1円単位
農中日経225オープン	日経平均株価指数（日経225）に連動した収益獲得を目指します。	株価変動リスク	無期限	1万円以上 1円単位

投資信託は、元本および利息の保証はありません。詳しくは窓口でお尋ねください。

【推進業務】

当会は、府内JAを取りまとめる金融機関として、JA信用事業の健全な発展と、府内JAがみなさま方に、多様で質の高い金融サービスが提供出来るよう、JAの機能強化を図るため、信用事業全般にわたる、推進、情報提供、金融相談活動等を行っております。

【その他のサービス業務】

種 類	内 容
デビットサービス	J Aキャッシュカードをジェイデビット(J-Debit)のロゴマークのある加盟店でご利用いただくことにより、即時に代金の支払いができます。
マルチペイメントサービス	国、地方自治体は次世代決済スキームとして「いつでも」「どこでも」公共料金・税金等の支払ができるマルチペイメントネットワークサービス「Pay-easy(ペイジー)」の普及に力を入れております。 当会でも、J Aネットバンキング及び窓口にてお取り扱いをしております。
クレジットカードサービス (J A カ ー ド)	J Aカードは、J Aがご提供するクレジットカードです。「J Aならではの」の特典を始めとしたお得なサービスが満載です。 ICチップを搭載しており、より安全にご利用いただけます。また、ICキャッシュカード機能とクレジットカード機能が1枚になったJ Aカード(一体型)も発行しております。
J Aバンク優遇ポイント サービス	J Aバンクとのお取引内容をポイントに換算し、ポイントの合計に応じて3段階のステージをお客様ごとに適用し、各ステージによって「ATM利用手数料」及び「J Aネットバンク月額利用手数料」の優遇を行います。(J Aとお取引がある個人の方全てが対象となります。) ※申し込みは不要です。

【その他の諸手数料】

(平成19年6月現在)

再 発 行 手 数 料	1 件につき	1,050 円
自己宛小切手発行手数料	1 枚につき	525 円
残高証明書発行手数料	1 通につき	210 円
国債保護預かり手数料	1 か 月	105 円

財務諸表



○貸借対照表	……………	24
○損益計算書	……………	25
○剰余金処分計算書	……………	25
○注記表	……………	26



【貸借対照表】

(単位：百万円)

	平成 17 年度 (平成 18 年 3 月 31 日現在)	平成 18 年度 (平成 19 年 3 月 31 日現在)		平成 17 年度 (平成 18 年 3 月 31 日現在)	平成 18 年度 (平成 19 年 3 月 31 日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
現金	711	673	貯金	758,414	789,370
預け金	428,861	467,349	当座貯金	5,574	5,489
系統預け金	428,464	467,040	普通貯金	3,161	2,978
系統外預け金	396	308	貯蓄貯金	58	53
譲渡性預け金	-	-	通知貯金	2,775	3,120
コールローン	-	-	別段貯金	396	182
買現先勘定	-	-	定期貯金	746,440	777,535
買入手形	-	-	定期積金	-	-
買入金銭債権	-	-	その他の貯金	7	10
金銭の信託	30,025	37,060	譲渡性貯金	-	-
有価証券	237,274	216,470	売現先勘定	-	-
国債	82,274	73,730	借入金	2,513	2,513
地方債	3,445	3,454	代理業務勘定	50	63
政府保証債	356	356	その他負債	2,640	1,935
金融債	69,441	67,032	貸付留保金	187	27
社債	14,791	12,071	未払法人税等	488	367
外国証券	37,291	37,234	貯金利息諸税その他	13	12
株式	5,980	6,655	従業員預り金	28	32
受益証券	23,693	15,934	借入有価証券	-	-
貸付有価証券	-	-	金融派生商品	-	-
貸出金	79,704	87,344	仮受金	6	9
手形貸付	6,089	3,756	その他の負債	1,478	-
証書貸付	48,847	57,892	未払費用	365	937
当座貸越	6,844	7,038	前受収益	18	16
金融機関貸付	17,924	18,658	未決済為替借	53	530
割引手形	-	-	諸引当金	1,226	1,256
その他資産	1,094	2,121	相互援助積立金	774	799
従業員貸付金	17	19	賞与引当金	12	11
差入保証金	2	2	退職給付引当金	439	445
保管有価証券等	-	-	繰延税金負債	-	-
金融派生商品	-	-	債務保証	679	613
仮払金	35	36	負債の部合計	765,525	795,752
その他の資産	192	217	(資本の部)		
未収収益	614	1,097	出資金	16,156	-
前払費用	-	-	(うち後配出資金)	(8,171)	-
未決済為替貸	232	747	回転出資金	861	-
固定資産	1,173	1,170	再評価積立金	1	-
有形固定資産	1,172	1,168	法定準備金	7,055	-
無形固定資産	1	1	資本準備金	-	-
外部出資	19,153	19,152	利益準備金	7,055	-
系統出資	18,254	18,254	剰余金	11,896	-
系統外出資	898	897	任意積立金	8,750	-
子会社等出資	-	-	特別積立金	8,750	-
繰延税金資産	1,277	730	当期末処分剰余金	3,146	-
債務保証見返	679	613	(うち当期剰余金)	(1,207)	-
貸倒引当金	△ 545	△ 464	株式等評価差額金	△ 2,083	-
外部出資等損失引当金	-	-	資本の部合計	33,886	-
			負債及び資本の部合計	799,411	-
			(純資産の部)		
			出資金	-	16,641
			(うち後配出資金)	-	(8,655)
			回転出資金	-	807
			資本準備金	-	-
			再評価積立金	-	1
			利益剰余金	-	19,966
			利益準備金	-	7,305
			その他利益剰余金	-	12,661
			電算対策積立金	-	1,300
			特別積立金	-	7,850
			当期末処分剰余金	-	3,511
			(うち当期剰余金)	-	(1,538)
			処分未済持分	-	-
			会員資本合計	-	37,416
			その他有価証券評価差額金	-	△ 947
			繰延ヘッジ損益	-	-
			評価・換算差額等合計	-	△ 947
			純資産の部合計	-	36,469
資産の部合計	799,411	832,221	負債及び純資産の部合計	-	832,221

(注)「農業協同組合法施行規則」(平成17年農林水産省令第27号)別紙様式が「農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令」(農林水産省令第41号平成18年4月28日)により改正され、平成18年5月1日から施行されたことに伴い、今年度から従来の「資産の部」の固定資産の内訳が「業務用固定資産」及び「業務外固定資産」から「有形固定資産」及び「無形固定資産」に、「資本の部」が「純資産の部」に改正され、「資産の部」の外部出資の内訳に「子会社等出資」が追加されています。

【損益計算書】

(単位：百万円)

科 目	平成17年度	平成18年度
	(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)	(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)
経 常 収 益	8,994	10,192
資 金 運 用 収 益	6,372	7,782
（うち貸出金利息）	826	1,091
（うち預金利息）	3,206	3,809
（うち有価証券利息配当金）	2,339	2,881
役 務 取 引 等 収 益	889	848
そ の 他 事 業 収 益	577	440
そ の 他 経 常 収 益	1,155	1,120
経 常 費 用	7,429	8,219
資 金 調 達 費 用	4,258	4,899
（うち貯金利息）	4,247	4,868
役 務 取 引 等 費 用	803	768
そ の 他 事 業 費 用	455	1,073
経 常 費 用	1,408	1,246
そ の 他 経 常 費 用	502	230
経 常 利 益	1,564	1,973
特 別 利 益	483	294
特 別 損 失	200	200
税 引 前 当 期 利 益	1,848	2,067
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	614	498
法 人 税 等 調 整 額	26	30
当 期 剰 余 金	1,207	1,538
前 期 繰 越 剰 余 金	1,939	1,972
当 期 末 処 分 剰 余 金	3,146	3,511

(注)「(うち預金利息)」には受取奨励金、受取特別配当金が、「(うち貯金利息)」には支払奨励金が含まれています。

【剰余金処分計算書】

(単位：百万円)

科 目	平成17年度	平成18年度
	当 期 末 処 分 剰 余 金	3,146
剰 余 金 処 分 額	1,173	1,415
利 益 準 備 金	250	310
任 意 積 立 金	400	500
出 資 配 当 金	360	306
事 業 分 量 配 当 金	163	299
次 期 繰 越 剰 余 金	1,972	2,095

(注1) 平成17年度は普通出資金の配当率は3.0%、後配出資金の配当率は1.5%です。

平成18年度は普通出資金の配当率は2.5%、後配出資金の配当率は1.25%です。

(注2) 事業分量配当金の基準は次の通りです。

定期的貯金（特別定期貯金、中途解約及び期間1年超の定期貯金を除く）の平均残高から同貯金の担保差入れ期間に対応する平均残高及び当座貸越の平均残高を控除した金額に対し0.023%（平成17年度）、0.043%（平成18年度）。

【平成18年度 注記表】

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準及び評価方法は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（平成11年1月22日企業会計審議会）に基づき、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。
- ・ 売買目的の有価証券……時価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ 満期保有目的の債券……定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ その他有価証券
 - 時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 時価のないもの……取得原価法（売却原価は移動平均法により算定）
- なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4) デリバティブ取引の評価は時価法により行っております。
- (5) 有形固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行い資産から直接減額して計上しています。
- | | |
|--------|--|
| 建物及び設備 | 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法）を採用しています。なお、主な耐用年数は、建物が27年～50年、設備が6年～20年です。 |
| 動産 | 定率法を採用しています。なお、主な耐用年数は4年～15年です。 |
- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち、自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。
- (7) 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- (8) 引当金の計上方法
- ①貸倒引当金
- 貸倒引当金は、「資産の評価および償却・引当細則」に則り、次のとおり計上しています。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、取立不能見込額として債権額から直接減額した後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回

収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づき計上しております。

すべての債権は、「自己査定要領」に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する債権等のうち、貸出金については債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額とし、債務保証の履行により取得した求償権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として、債権額から直接減額した額はありません。

②退職給付引当金

退職給付引当金については、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。

なお、当会は職員数300人未満の小規模企業等に該当するため、「退職給付会計に関する実務指針」により簡便法を採用しています。

③賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しています。

(9) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっています。

(10) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は個々の資産の取得原価に算入しています。

(11) 「農業協同組合法施行規則」（平成17年農林水産省令第27号）別紙様式が「農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令」（農林水産省令第41号平成18年4月28日）により改正され、平成18年5月1日から施行されたことに伴い、当年度から以下のとおり表示を変更しております。

①「資本の部」は「純資産の部」とし、会員資本、評価・換算差額等に区分のうえ表示しています。

なお、これによる従来の「資本の部」の合計金額との相違はありません。

②従来、任意積立金の内訳として表示していた「特別積立金」については、「その他利益剰余金」の内訳として、目的積立金部分を「電算対策積立金」により、目的積立金以外の部分を「特別積立金」としてそれぞれ表示しています。

③「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しています。

④「固定資産」は「業務用固定資産」及び「業務外固定資産」に区分して表示していましたが、「有形固定資産」及び「無形固定資産」への区分表示へ変更しています。

2 貸借対照表に関する事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額は848百万円です。

(2) リースにより使用する重要な固定資産として、A T M、信用端末機、手形交換システム、紙幣整理機、電子計算機、複写機、車両等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、58百万円です。

(3) 担保に供している資産は次のとおりです。

内国為替決済保証金として預け金 25,000百万円、先物取引証拠金の代用として有価証券1,032百万円を差し入れています。

(4) 経営管理委員、理事及び監事に対する金銭債権・債務の額はありません。

(5) 貸出金のうち、破綻先債権額は0百万円、延滞債権額は1,493百万円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

(6) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額はありません。

なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

(7) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものです。

(8) 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,493百万円です。

なお、(5)から(8)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(9) 当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、18,015百万円であります。

(10) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金12,944百万円が含まれています。

(11) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,513百万円です。

3 損益計算書に関する事項

- (1) その他の特別利益には、相互援助積立金の取崩額200百万円を含んでいます。
- (2) 法人税、住民税及び事業税には、過年度に計上した未払法人税額の取崩額72百万円を含んでいます。

4 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価評価

有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。

①売買目的有価証券はありません。

②満期保有目的の債券で時価のあるもの

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額	うち益	うち損
国 債	547 百万円	552 百万円	4 百万円	4 百万円	- 百万円
地 方 債	2,455 百万円	2,450 百万円	△ 4 百万円	7 百万円	12 百万円
政府保証債	356 百万円	363 百万円	6 百万円	6 百万円	- 百万円
金 融 債	36,000 百万円	35,934 百万円	△ 65 百万円	100 百万円	165 百万円
社 債	2,409 百万円	2,424 百万円	15 百万円	15 百万円	- 百万円
外 国 証 券	7,000 百万円	6,625 百万円	△ 374 百万円	- 百万円	374 百万円
合 計	48,769 百万円	48,351 百万円	△ 417 百万円	135 百万円	552 百万円

③その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 又は償却原価	貸借対照表 計上額	評 価 差 額	うち益	うち損
国 債	74,632 百万円	73,183 百万円	△ 1,448 百万円	274 百万円	1,722 百万円
地 方 債	998 百万円	999 百万円	0 百万円	0 百万円	- 百万円
政府保証債	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円
金 融 債	31,097 百万円	31,032 百万円	△ 65 百万円	65 百万円	131 百万円
社 債	9,708 百万円	9,662 百万円	△ 46 百万円	13 百万円	60 百万円
外 国 証 券	31,300 百万円	30,234 百万円	△ 1,065 百万円	59 百万円	1,124 百万円
株 式	5,245 百万円	6,655 百万円	1,410 百万円	1,562 百万円	151 百万円
受 益 証 券	16,029 百万円	15,934 百万円	△ 95 百万円	108 百万円	204 百万円
合 計	169,012 百万円	167,701 百万円	△ 1,311 百万円	2,083 百万円	3,395 百万円

なお、上記評価差額に繰延税金資産409百万円を加えた金額902百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

- (2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

売却額	売却益	売却損
48,129百万円	747百万円	662百万円

(4) 時価のない有価証券は「外部出資」勘定中の株式であり、その貸借対照表計上額は、次のとおりです。

内 容	貸借対照表計上額
その他有価証券	
非上場株式（店頭売買株式を除く）	26百万円

(5) その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりです。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債 券	13,864 百万円	79,612 百万円	40,888 百万円	59,515 百万円
国 債	1,004 百万円	8,057 百万円	21,309 百万円	43,359 百万円
地 方 債	59 百万円	2,632 百万円	762 百万円	－ 百万円
政府保証債	－ 百万円	356 百万円	－ 百万円	－ 百万円
金 融 債	10,201 百万円	56,830 百万円	－ 百万円	－ 百万円
社 債	2,597 百万円	9,009 百万円	464 百万円	－ 百万円
外 国 証 券	－ 百万円	2,726 百万円	18,352 百万円	16,156 百万円
そ の 他	－ 百万円	6,909 百万円	4,506 百万円	－ 百万円
合 計	13,864 百万円	86,522 百万円	45,394 百万円	59,515 百万円

(6) 金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

運用目的の金銭の信託

貸借対照表計上額	7,091百万円
当期の損益に含まれた評価差額	－百万円

満期保有目的金銭の信託

貸借対照表計上額	28,000百万円
時 価	27,957百万円
差 額	△42百万円
うち益	171百万円
うち損	214百万円

その他の金銭の信託

取得原価	2,034百万円
貸借対照表計上額	1,968百万円
評価差額	△65百万円
うち益	－百万円
うち損	65百万円

なお、上記の評価差額に繰延税金資産20百万円を加えた金額45百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

5 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。なお、退職給付債務・退職給付費用の計上にあたっては「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」（平成10年6月16日企業会計審議会）に基づき、簡便法により行なっています。

②退職給付債務の額、退職給付引当金の額及びその他の退職給付債務に関する事項

退職給付債務の額	445百万円
退職給付引当金の額	445百万円
(財) 京都府農林漁業団体職員共済会積立金の額	180百万円
退職給付費用の額	22百万円

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当事業年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、6百万円となっています。

また、存続組合より示され平成19年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、159百万円となっています。

6 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

	当年度
繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	382百万円
繰延資産償却超過額	73百万円
退職給付引当金超過額	114百万円
その他	116百万円
その他有価証券	430百万円
繰延税金資産小計	1,118百万円
評価性引当金	△387百万円
繰延税金資産合計(A)	730百万円
繰延税金負債	
その他有価証券	△-百万円
繰延税金負債合計(B)	△-百万円
繰延税金資産の純額(A)+(B)	730百万円

【平成17年度 貸借対照表脚注】

(1) 記載金額の端数処理

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

(2) 金銭の信託の評価基準及び評価方法

金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、下記(3)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。

(3) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準及び評価方法

有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準及び評価方法は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（平成11年1月22日企業会計審議会）に基づき、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。

- ・ 売買目的の有価証券……時価法（売却原価は移動平均法により算定）
- ・ 満期保有目的の債券……定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
- ・ その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本注入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……取得原価法（売却原価は移動平均法により算定）

なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。

(4) 固定資産の減価償却の方法

固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行い資産から直接減額して計上しています。

建物及び設備 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法）を採用しています。なお、主な耐用年数は、建物が27年～50年、設備が6年～20年です。

動産 定率法を採用しています。なお、主な耐用年数は4年～15年です。

ソフトウェア 自社利用ソフトウェアについては、「資産の評価および償却・引当細則」に則り償却しています。

その他 税法の定める方法により償却しています。

(5) 減価償却累計額

固定資産の減価償却累計額は、833百万円です。

(6) 外貨建資産の本邦通貨への換算方法

外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。

(7) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の評価および償却・引当細則」に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、取立不能見込額として債権額から直接減額した後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づき計上しております。

すべての債権は、「自己査定要領」に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する債権等のうち、貸出金については債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額とし、債務保証の履行により取得した求償権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として、債権額から取立不能見込額を直接減額しており、その金額は136百万円であります。

②退職給付引当金

退職給付引当金については、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。

なお、当会は職員数300人未満の小規模企業等に該当するため、「退職給付会計に関する実務指針」により簡便法を採用しています。

③賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しています。

(8) デリバティブ取引の評価は時価法により行っています。

(9) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は個々の資産の取得原価に算入しています。

(10) 貸出金のうち、破綻先債権額は31百万円、延滞債権額は1,740百万円です。

破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

(11) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権はありません。

3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破

綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

(12) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は157百万円です。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものです。

(13) 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,929百万円です。
なお、(10)から(13)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(14) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっています。

(15) リースにより使用している重要な固定資産としてATM、信用端末機、手形交換システム、紙幣整理機、電子計算機、複写機、車両等があり、未経過リース料年度末残高相当額は80百万円です。

(16) 経営管理委員、理事及び監事に対する金銭債権・債務の額はありません。

(17) 担保に供している資産は次のとおりです。

国内為替決済保証金として預け金25,000百万円、先物取引証拠金の代用として有価証券1,027百万円を差し入れています。

(18) 農業協同組合法施行規則第167条第2号に規定する時価を付したことにより増加した純資産の額はありません。

(19) 有価証券の時価評価

有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。

売買目的有価証券はありません。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額	うち	
				益	損
国 債	1,549 百万円	1,561 百万円	11 百万円	17 百万円	5 百万円
地 方 債	2,452 百万円	2,431 百万円	△21 百万円	7 百万円	28 百万円
政府保証債	356 百万円	366 百万円	10 百万円	10 百万円	－ 百万円
金 融 債	31,800 百万円	31,479 百万円	△320 百万円	13 百万円	334 百万円
社 債	6,011 百万円	6,057 百万円	45 百万円	45 百万円	－ 百万円
外 国 証 券	7,000 百万円	6,568 百万円	△431 百万円	－ 百万円	431 百万円
合 計	49,170 百万円	48,465 百万円	△704 百万円	94 百万円	799 百万円

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 又は償却原価	貸借対照表 計上額	評価差額	評価差額	
				うち益	うち損
国債	83,388 百万円	80,724 百万円	△ 2,664 百万円	60 百万円	2,724 百万円
地方債	998 百万円	993 百万円	△ 5 百万円	- 百万円	5 百万円
政府保証債	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円
金融債	37,997 百万円	37,641 百万円	△ 356 百万円	28 百万円	384 百万円
社債	8,849 百万円	8,779 百万円	△ 69 百万円	8 百万円	77 百万円
外国証券	31,800 百万円	30,291 百万円	△ 1,508 百万円	58 百万円	1,567 百万円
株式	4,354 百万円	5,980 百万円	1,625 百万円	1,783 百万円	157 百万円
受益証券	23,694 百万円	23,693 百万円	△ 1 百万円	285 百万円	287 百万円
合計	191,083 百万円	188,104 百万円	△ 2,978 百万円	2,225 百万円	5,204 百万円

なお、上記評価差額に繰延税金資産930百万円を加えた金額2,048百万円が「株式等評価差額金」に含まれています。

(20) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(21) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

売却額	売却益	売却損
45,252百万円	781百万円	283百万円

(22) 当年度中に満期保有目的の債券100百万円を、「有価証券等の保有目的区分要領」に基づき、その他有価証券に区分変更しております。この変更により、総資産が0百万円減少しています。

(23) 時価のない有価証券は「外部出資」勘定中の株式であり、その貸借対照表計上額は、次のとおりです。

内 容	貸借対照表計上額
その他有価証券 非上場株式（店頭売買株を除く）	28百万円

(24) その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりです。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	21,872 百万円	89,606 百万円	41,113 百万円	55,009 百万円
国債	1,002 百万円	18,769 百万円	24,282 百万円	38,219 百万円
地方債	- 百万円	961 百万円	2,483 百万円	- 百万円
政府保証債	- 百万円	356 百万円	- 百万円	- 百万円
金融債	13,218 百万円	56,223 百万円	- 百万円	- 百万円
社債	5,651 百万円	7,955 百万円	1,185 百万円	- 百万円
外国証券	1,999 百万円	5,340 百万円	13,162 百万円	16,789 百万円
その他	- 百万円	3,468 百万円	14,000 百万円	- 百万円
合計	21,872 百万円	93,074 百万円	55,113 百万円	55,009 百万円

(25) 金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

運用目的の金銭の信託	
貸借対照表計上額	6,042 百万円
当期の損益に含まれた評価差額	- 百万円
満期保有目的金銭の信託	
貸借対照表計上額	22,000 百万円
時 価	21,469 百万円
差 額	△ 530 百万円
うち益	9 百万円
うち損	539 百万円
その他の金銭の信託	
取得原価	2,034 百万円
貸借対照表計上額	1,983 百万円
評価差額	△ 51 百万円
うち益	- 百万円
うち損	51 百万円

なお、上記の評価差額に繰延税金資産16百万円を加えた金額35百万円が、「株式等評価差額金」に含まれています。

(26) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等
繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

	前年度	当年度
繰延税金資産		
貸倒引当金超過額	439 百万円	369 百万円
繰延資産償却超過額	149 百万円	111 百万円
退職給付引当金超過額	111 百万円	122 百万円
その他	119 百万円	101 百万円
その他有価証券	- 百万円	946 百万円
繰延税金資産小計	819 百万円	1,651 百万円
評価性引当金	△ 462 百万円	△ 374 百万円
繰延税金資産合計	357 百万円	1,277 百万円
繰延税金負債		
その他有価証券	403 百万円	- 百万円
繰延税金資産の純額	- 百万円	1,277 百万円
繰延税金負債の純額	46 百万円	- 百万円

(27) 退職給付に係る事項

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。なお、退職給付債務・退職給付費用の計上にあたっては「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」（平成10年6月16日企業会計審議会）に基づき、簡便法により行なっています。

②退職給付債務の額、退職給付引当金の額及びその他の退職給付債務に関する事項

退職給付債務の額	617百万円
退職給付引当金の額	439百万円
(財) 京都府農林漁業団体職員共済会積立金の額	177百万円
退職給付費用の額	27百万円

(28) 劣後貸出金額

貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された農林中央金庫への劣後特約付貸出金12,944百万円が含まれています。

(29) 劣後借入金額

借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,513百万円です。

(30) 負担金には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林漁業団体職員共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、同組合より示された平成18年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、151百万円となっています。

(31) 当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、20,471百万円であります。

(32) 固定資産の減損にかかる会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成14年8月9日）および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日））が、平成17年4月1日以後開始する事業年度から適用されることとなったことに伴い、当年度から同会計基準および同適用指針を適用しておりますが、これによる税引前当期利益に与える影響はありません。

なお、業務用資産についてはキャッシュ・フローの相互補完性および機能特性等を勘案し、本店・事務センターおよび寮を一つのグルーピングとしており、また遊休資産については、各資産をグルーピングの最小単位としております。

【平成 17 年度 損益計算書脚注】

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。
- (2) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金れい入額を相殺した残額を表示しています。相殺した金額は134百万円です。
- (3) 貸倒引当金繰入額は、引当金れい入額を相殺した残額を表示しています。相殺した金額は545百万円です。
- (4) その他の特別利益には、相互援助積立金の取崩額203百万円を含んでいます。

資 料 編



○最近5年間の主要経営指標	……………40
○損益の状況と諸指標	……………41
●利益総括表	
●資金運用収支の内訳	
●受取・支払利息の増減額	
●利益率	
●貯金	
●貸出金	
●有価証券	
●有価証券等の時価評価	
●受託業務	
●為替業務	
●リスク管理債権残高	
○自己資本の充実の状況	……………49



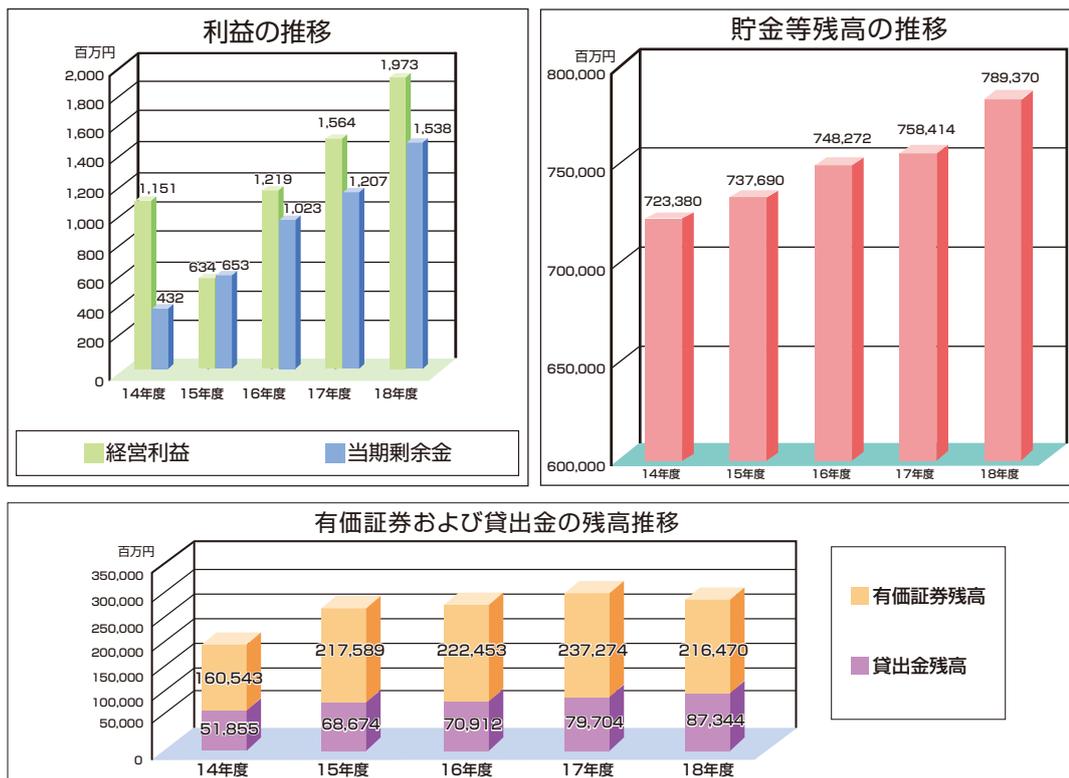
【最近5年間の主要な経営指標】

(単位：百万円, 口, 人, %)

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
経常収益	8,254	8,187	8,850	8,994	10,192
経常利益	1,151	634	1,219	1,564	1,973
当期剰余金	432	653	1,023	1,207	1,538
出資金 (出資口数)	11,970 (1,197,080)	13,270 (1,327,080)	15,707 (1,570,700)	16,156 (1,615,659)	16,641 (1,664,116)
資本額	30,668	32,339	35,743	33,886	—
純資産額	—	—	—	—	36,469
総資産額	761,171	774,130	789,389	798,731	831,607
貯金等残高	723,380	737,690	748,272	758,414	789,370
貸出金残高	51,855	68,674	70,912	79,704	87,344
有価証券残高	160,543	217,589	222,453	237,274	216,470
剰余金配当金額	436	460	505	523	605
普通出資配当額	205	205	231	239	199
後配出資配当額	70	91	110	120	106
事業分量配当額	161	163	163	163	299
職員数	74	77	83	83	86
単体自己資本比率(旧基準)	14.26	14.73	16.21	16.49	—
単体自己資本比率(新基準)	—	—	—	—	18.49

(注1) 総資産額には債務保証見返残高は含まれていません。

- (注2) 1. 「農業協同組合法施行規則」(平成17年農林水産省令第27号)別紙様式が「農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令」(農林水産省令第41号平成18年4月28日)により改正され、平成18年5月1日から施行されたことに伴い、従来の「資本の部」が今年度から「純資産の部」に改正されたことから、「資本額」と「純資産額」を区分して記載しています。
2. 自己資本比率算出基準が改正され、今年度から新基準(金融庁・農林水産省告示第2号農業協同組合等がその健全性を判断するための基準)に基づき算出しています。



【損益の状況と諸指標】

●利益総括表

(単位：百万円,%)

	平成17年度	平成18年度	増減
資金運用収支	2,278	3,099	821
役務取引等収支	85	80	△5
その他事業収支	121	△633	△755
事業粗利益	2,484	2,546	61
(事業粗利益率)	(0.33)	(0.34)	0.01

- (注) 1. 資金運用収支＝資金運用収益－(資金調達費用－金銭の信託運用見合費用)
 2. 役務取引等収支＝役務取引等収益－役務取引等費用
 3. その他事業収支＝その他事業収益－その他事業費用
 4. 事業粗利益＝資金運用収支＋役務取引等収支＋その他事業収支
 5. 事業粗利益率＝事業粗利益／資金運用勘定平均残高×100

●資金運用収支の内訳

(単位：百万円,%)

	平成17年度			平成18年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	743,242	6,372	0.86	750,374	7,782	1.04
うち預け金	448,794	3,206	0.71	435,033	3,809	0.88
うち有価証券	221,334	2,339	1.06	232,037	2,881	1.24
うち貸出金	73,094	826	1.13	83,270	1,091	1.31
資金調達勘定	723,982	4,094	0.57	731,920	4,682	0.64
うち貯金	751,616	4,247	0.57	763,119	4,868	0.64
うち借入金	1,157	9	0.85	2,513	28	1.13
総資金利ざや			0.10			0.23

- (注1) 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率
 資金調達原価率＝(資金調達費用(貯金利息＋借入金利息＋その他支払利息(支払雑利息等))＋経費－金銭の信託運用見合費用)／資金調達勘定平均残高(貯金＋借入金＋その他(貸付留保金、従業員預り金等)－金銭の信託運用見合額)×100

(注2) 「うち預金」には受取奨励金及び受取特別配当金が、「うち貯金」には支払奨励金が含まれています。

(注3) 資金調達勘定計の平均残高及び利息は金銭の信託運用見合額及び金銭の信託運用見合費用を控除しています。

●受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

	17年度増減額	18年度増減額
受取利息	△242	1,410
うち貸出金	△50	265
有価証券	△249	541
預け金	58	602
支払利息	10	588
うち貯金	29	620
借入金	5	18
差し引き	△252	821

(注1) 増減額は前年度対比です。

(注2) 「うち預金」には受取奨励金及び受取特別配当金が、「うち貯金」には支払奨励金が含まれています。

(注3) 支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減です。

●利益率

(単位：%)

	平成17年度	平成18年度	増 減
総資産経常利益率	0.20	0.24	0.04
純資産経常利益率	4.36	5.33	0.97
総資産当期純利益率	0.15	0.19	0.04
純資産当期純利益率	3.36	4.15	0.79

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 2. 純資産経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
 3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 4. 純資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

●貯 金

貯金平均残高

(単位：百万円,%)

	平成17年度	平成18年度	増 減
流動性貯金	9,049 (1.20)	9,486 (1.24)	436
定期性貯金	741,843 (98.70)	753,515 (98.74)	11,672
その他の貯金	723 (0.10)	117 (0.02)	△606
計	751,616 (100.00)	763,119 (100.00)	11,503
譲渡性貯金	— (—)	— (—)	—
合計	751,616 (100.00)	763,119 (100.00)	11,503

(注1) 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

(注2) 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

(注3) ()内は構成比です。

定期貯金残高

(単位：百万円,%)

	平成17年度	平成18年度	増 減
定期貯金	746,440 (100.00)	777,535 (100.00)	31,094
うち固定自由金利定期	746,440 (100.00)	777,535 (100.00)	31,094
変動自由金利定期	— (—)	— (—)	—

(注1) 固定自由金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金

(注2) 変動自由金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金

(注3) ()内は構成比です。

●貸 出 金

貸出金平均残高

(単位：百万円)

	平成17年度	平成18年度	増 減
手形貸付	8,052	5,018	△3,034
証書貸付	41,667	53,648	11,980
当座貸越	8,501	6,516	△1,984
金融機関貸付	14,873	18,087	3,213
割引手形	—	—	—
合計	73,094	83,270	10,176

貸出金の金利条件別内訳

(単位：百万円,%)

	平成17年度	平成18年度	増減
固定金利貸出	34,998 (43.9)	35,363 (40.5)	364
変動金利貸出	44,705 (56.1)	51,981 (59.5)	7,275
合計	79,704 (100.0)	87,344 (100.0)	7,640

(注) ()内は構成比です。

貸出金の使途別内訳

(単位：百万円)

	平成17年度	平成18年度	増減
設備資金	4,034 (5.7)	3,226 (3.7)	△808
運転資金	75,670 (94.3)	84,118 (96.3)	8,448
合計	79,704 (100.0)	87,344 (100.0)	7,640

(注) ()内は構成比です。

貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

	平成17年度	平成18年度	増減
貯金等	243	92	△151
有価証券	291	279	△12
動産	—	—	—
不動産	7,302	5,344	△1,957
その他担保物	7,805	6,250	△1,555
計	15,643	11,966	△3,676
農業信用基金協会	294	277	△16
その他保証	6,599	10,907	4,307
計	6,893	11,184	4,291
信用	57,167	64,193	7,025
合計	79,704	87,344	7,640

債務保証の担保別内訳

(単位：百万円)

	平成17年度	平成18年度	増減
貯金等	0	0	0
有価証券	-	-	-
動産	-	-	-
不動産	273	253	△20
その他担保物	-	-	-
計	274	254	△20
農業信用基金協会	-	-	-
その他保証	405	359	△46
計	405	359	△46
信用	-	-	-
合計	679	613	△66

業種別の貸出金残高

(単位：百万円)

	平成17年度	平成18年度	増減
農業	39 (0.0)	19 (0.0)	△20
林業	- (0.0)	- (0.0)	-
水産業	- (0.0)	- (0.0)	-
製造業	4,604 (5.8)	4,662 (5.3)	57
鉱業	- (0.0)	- (0.0)	-
建設業	340 (0.4)	219 (0.3)	△120
電気・ガス・熱供給・水道業	- (0.0)	4,000 (4.6)	4,000
運輸・通信業	500 (0.6)	1,000 (1.1)	500
卸売・小売業・飲食店	3,960 (5.0)	5,240 (6.0)	1,279
金融・保険業	49,350 (61.9)	53,808 (61.6)	4,458
不動産業	2,911 (3.7)	2,596 (3.0)	△315
サービス業	2,008 (2.5)	2,038 (2.3)	29
地方公共団体	11,118 (13.9)	10,137 (11.6)	△980
個人	4,871 (6.1)	3,623 (4.1)	△1,247
その他	- (0.0)	- (0.0)	-
合計	79,704 (100.0)	87,344 (100.0)	7,640

(注) () 内は構成比です。

貯貸率

(単位：%)

	平成17年度	平成18年度	増 減
期 末	10.51	11.07	0.56
期 中 平 均	9.73	10.91	1.18

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	平成17年度					平成18年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	162	26	—	162	26	26	—	—	26	—
個別貸倒引当金	786	518	134	652	518	518	464	—	518	464
合 計	949	545	134	814	545	545	464	—	545	464

貸出償却の額

(単位：百万円)

	平成17年度	平成18年度
貸 出 金 償 却	136	—

●有価証券

種類別有価証券の平均残高

(単位：百万円)

	平成17年度	平成18年度	増 減
国 債	65,419	79,567	14,147
地 方 債	3,365	3,401	36
政府保証債	503	356	△ 146
金 融 債	67,937	70,717	2,780
短期社債	—	—	—
社 債	15,878	12,136	△ 3,742
外国証券	38,261	39,057	795
株 式	4,286	4,547	260
受益証券	25,681	22,253	△ 3,428
合 計	221,334	232,037	10,703

商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

●有価証券等の時価評価

(単位：百万円)

保有区分	平成17年度			平成18年度		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
売 買 目 的	-	-	-	-	-	-
満期保有目的	49,170	48,465	△ 704	48,769	48,351	△ 417
そ の 他	191,083	188,104	△ 2,978	169,012	167,701	△ 1,311
合 計	240,253	236,569	△ 3,683	217,781	216,052	△ 1,729

(注1) 本表記載の有価証券の時価は期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものです。

(注2) 取得価格は取得原価又は償却原価によっています。

(注3) 満期保有目的の債券については取得価額を貸借対照表価額としております。

(注4) その他有価証券については時価を貸借対照表価額としております。

有価証券残存期間別残高

平成17年度

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国 債	1,002	2,046	16,722	10,440	13,841	38,219	-	82,274
地 方 債	-	521	439	1,930	552	-	-	3,445
政 府 保 証 債	-	-	356	-	-	-	-	356
金 融 債	13,218	26,829	29,393	-	-	-	-	69,441
短 期 社 債	-	-	-	-	-	-	-	-
社 債	4,151	5,692	3,762	699	485	-	-	14,791
外 国 証 券	-	6,810	529	188	12,973	16,789	-	37,291
株 式	-	-	-	-	-	-	5,980	5,980
受 益 証 券	-	-	-	-	-	-	23,693	23,693
合 計	18,372	41,901	51,204	13,259	27,853	55,009	29,673	237,274

平成18年度

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国 債	1,004	2,016	6,041	12,792	8,516	43,359	-	73,730
地 方 債	59	761	1,871	373	388	-	-	3,454
政 府 保 証 債	-	356	-	-	-	-	-	356
金 融 債	10,201	23,738	33,092	-	-	-	-	67,032
短 期 社 債	-	-	-	-	-	-	-	-
社 債	2,597	3,298	5,710	-	464	-	-	12,071
外 国 証 券	-	2,005	720	-	18,352	16,156	-	37,234
株 式	-	-	-	-	-	-	6,655	6,655
受 益 証 券	-	-	-	-	-	-	15,934	15,934
合 計	13,864	32,176	47,436	13,166	27,722	59,515	22,589	216,470

(注) 残高は期末貸借対照表計上額を適用しております。

取引所金融先物取引等・金融等デリバティブ取引・有価証券店頭デリバティブ取引の時価評価
該当する取引はありません。

貯証率

(単位：%)

		平成17年度	平成18年度	増減
貯証率	期末	31.29	27.42	△3.87
	期中平均	29.45	30.41	0.96

金銭の信託の時価評価

(単位：百万円)

種類	平成17年度			平成18年度		
	取得価額	時価	評価損益	取得価額	時価	評価損益
運用目的	6,042	6,042	－	7,091	7,091	－
満期保有目的	22,000	21,469	△530	28,000	27,957	△42
その他	2,034	1,983	△51	2,034	1,968	△65
合計	30,077	29,495	△581	37,126	37,017	△108

(注1) 本表記載の時価は期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものです。

(注2) 取得価格は取得原価又は償却原価によっています。

(注3) 運用目的の金銭の信託については、時価を貸借対照表価額とし、評価損益は当期の損益に含めております。

(注4) 満期保有目的の金銭の信託については取得価格を貸借対照表価額としております。

(注5) その他目的の金銭の信託については時価を貸借対照表価額としております。

●受託業務

受託貸付金残高

(単位：百万円)

受託先	平成17年度	平成18年度
農林漁業金融公庫	3,433	3,137
独立行政法人 住宅金融支援機構	15,519	13,962
独立行政法人 福祉医療機構	43	31
国民生活金融公庫	223	208
合計	19,220	17,339

●為替業務

内国為替の取扱実績

(単位：件、百万円)

区分		平成17年度		平成18年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込	件数	75,598	33,086	75,463	32,297
	金額	310,893	302,946	282,297	320,392
代金取立	件数	785	7,950	664	6,460
	金額	3,987	23,743	8,019	18,237
雑為替	件数	18,387	23,983	16,398	21,091
	金額	28,493	12,267	22,586	9,622

外国為替取扱高

該当する取引はありません。

●リスク管理債権残高

(単位：百万円)

区 分		残 高 (A)	担保・保証額 (B)	担保・保証のない部分 (C)	貸倒引当金 (D)	保 全 率 (B + D) / (A)	引 当 率 (D) / (C)
破綻先債権額	平成17年度	31	31	—	—	100.00%	—
	平成18年度	0	—	0	—	—	—
延滞債権額	平成17年度	1,740	1,224	516	516	100.00%	100.00%
	平成18年度	1,493	1,030	462	462	100.00%	100.00%
3ヵ月以上延滞債権額	平成17年度	—	—	—	—	—	—
	平成18年度	—	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権額	平成17年度	157	68	88	6	48.05%	7.64%
	平成18年度	—	—	—	—	—	—
合 計	平成17年度	1,929	1,324	604	523	95.77%	86.49%
	平成18年度	1,493	1,030	462	462	100.00%	100.00%

※ 当会では個別貸倒引当金のほか、一般貸倒引当金として平成17年度は26百万円引き当てており、平成18年度は一般での引き当て額はゼロでした。

(注1) 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものです。

(注2) 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、注1に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のものです。

(注3) 3ヵ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

(注4) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。

●金融再生法に基づく資産査定額

(単位：百万円)

区 分		残 高 (A)	担保・保証額 (B)	担保・保証のない部分 (C)	貸倒引当金 (D)	保 全 率 (B + D) / (A)	引 当 率 (D) / (C)
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	平成17年度	89	87	2	2	100.00%	100.00%
	平成18年度	110	24	85	85	100.00%	100.00%
危険債権	平成17年度	1,697	1,181	516	516	100.00%	100.00%
	平成18年度	1,386	1,007	379	379	100.00%	100.00%
要管理債権	平成17年度	157	68	88	6	48.05%	7.64%
	平成18年度	—	—	—	—	—	—
小 計	平成17年度	1,944	1,337	607	525	95.80%	86.55%
	平成18年度	1,496	1,031	464	464	100.00%	100.00%
正 常 債 権	平成17年度	78,533					
	平成18年度	86,634					
合 計	平成17年度	80,478					
	平成18年度	88,130					

(注) 本表記載の資産査定額は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、貸借対照表の貸出金及びその他資産中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定について、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分するものです。

① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産、会社更正、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

② 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

③ 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権で①及び②に該当しないもの及び貸出条件緩和債権をいいます。

④ 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記①から③に掲げる債権以外のものに区分される債権です。

●元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

【自己資本の充実の状況】

1. 自己資本の状況

●自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員をはじめ地域の皆様のニーズに応えるべく、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでおります。そのため内部留保の増加に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、平成19年3月末における自己資本比率は18.49%となりました。

●経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は組合員からの普通出資金のほか、回転出資金、後配出資金により調達しております。

(単位：百万円)

	17年度	18年度	増減額
普通出資金による調達額	7,985	7,985	0
回転出資金による調達額	807	947	139
後配出資金による調達額	8,655	9,044	388
合計	17,448	17,976	528

当会では、将来的な信用リスクや金利リスクの増加に備えるため、自己資本拡充計画を策定し内部留保等を進めております。

なお、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しております。また、これに基づき、信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めております。

(1) 自己資本の構成 (新基準)

平成19年3月31日現在

(単位：百万円)

項 目	当期末	前期末	項 目	当期末	前期末
出 資 金	17,029	—	他の金融機関の資本調達手段 の意図的な保有相当額	—	—
うち後配出資金	9,044	—	負債性資本調達手段及びこ れに準ずるもの	—	—
回 転 出 資 金	947	—	期限付劣後債務及びこれに 準ずるもの	—	—
再 評 価 積 立 金	1	—	非同時決済取引に係る控除額 及び信用リスク削減手法とし て用いる保証又はクレジット・ デリバティブの免責額に係る 控除額	—	—
資 本 準 備 金	—	—	基本的項目からの控除分を除 く、自己資本控除とされる証 券化エクスポージャー及び信 用補完機能を持つI/Oスト リップス	15	—
利 益 準 備 金	7,615	—	控 除 項 目 不 算 入 額	△—	—
電 算 対 策 積 立 金	1,300	—	控除項目 計 (D)	15	—
特 別 積 立 金	8,350	—	自己資本額 (C-D) (E)	39,688	—
次 期 繰 越 剰 余 金 (又は次期繰越損失金)	2,095	—	資 産 (オ ン ・ バ ラ ン ス) 項 目	206,041	—
処 分 未 済 持 分	△—	—	オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 等 項 目	2,937	—
その他有価証券の評価差損	△ 947	—	オ ペ レ ー シ ョ ナ ル ・ リ ス ク 相 当額を8%で除して得た額	5,638	—
営 業 権 相 当 額	△—	—	リ ス ク ・ ア セ ャ ッ ト 等 計 (F)	214,617	—
企業結合により計上される無 形固定資産相当額	△—	—	Tier1 比率 (A/F)	16.95%	—
証券化取引により増加した自 己資本に相当する額	△—	—	自己資本比率 (E/F)	18.49%	—
基本的項目 計 (A)	36,391	—			
土地の再評価額と再評価の直 前の帳簿価額の差額の45% 相当額	—	—			
一 般 貸 倒 引 当 金	—	—			
相 互 援 助 積 立 金	799	—			
負債性資本調達手段等	2,513	—			
負債性資本調達手段	—	—			
期 限 付 劣 後 債 務	2,513	—			
補 完 的 項 目 不 算 入 額	△—	—			
補完的項目 計 (B)	3,312	—			
自己資本総額 (A + B) (C)	39,704	—			

(注) 1. 農協法第11条の2の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しております。

なお、当会は国内基準を採用しています。

2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用費用を加算して算出しています。

自己資本の構成 (旧基準)

(単位：百万円)

項 目	当期末	前期末	項 目	当期末	前期末
(自 己 資 本)			他の金融機関の資本調達手段 の意図的な保有相当額	—	—
出 資 金	—	17,448	負債性資本調達手段及びこ れに準ずるもの	—	—
後 配 出 資 金	—	8,655	期限付劣後債務及び期限付 優先出資並びにこれらに準 ずるもの	—	—
回 転 出 資 金	—	807	控 除 項 目 不 算 入 額	△—	△—
非累積的永久優先出資	—	—	控除項目計 (D)	—	—
再 評 価 積 立 金	—	1	自己資本額 (C) - (D) = (E)	—	37,108
資 本 準 備 金	—	—			
利 益 準 備 金	—	7,305			
任 意 積 立 金	—	9,150			
次 期 繰 越 剰 余 金	—	1,972			
その他有価証券の評価差損	△—	△2,083			
営 業 権 相 当 額	△—	△—			
基本的項目 (A)	—	33,793			
土地の再評価額と再評価直前 の帳簿価額の差額の45%に相 当する額	—	—			
一 般 貸 倒 引 当 金	—	26			
相 互 援 助 積 立 金	—	774			
負債性資本調達手段等	—	2,513	資産 (オン・バランス) 項目	—	223,723
負債性資本調達手段	—	—	オフ・バランス取引項目	—	1,265
期限付劣後債務及び期限付 優先出資	—	2,513	リスク・アセット計 (F)	—	224,989
補完的項目不算入額	△—	△—	自己資本比率 (E) / (F)	—	16.49%
補完的項目 (B)	—	3,314			
自己資本総額 (A) + (B) = (C)	—	37,108	参 考 (A) / (F)	—	15.02%

(2) 自己資本の充実度

a. 信用リスクに対する所要自己資本の額及びポートフォリオごとの額

(単位：百万円)

信用リスク・アセット (標準的手法)	17年度			18年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
我が国の中央政府及び 中央銀行向け	—	—	—	107,560	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	32,045	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	822	46	1
地方三公社向け	—	—	—	7,036	32	1
金融機関及び証券会社向け	—	—	—	576,328	126,347	5,053
法人等向け	—	—	—	65,265	41,855	1,674
中小企業等向け及び 個人向け	—	—	—	223	138	5
抵当権付住宅ローン	—	—	—	435	150	6
不動産取得等事業向け	—	—	—	4,210	3,828	153
三月以上延滞等	—	—	—	87	9	0
信用保証協会等及び 株式会社産業再生機構 保証付	—	—	—	285	28	1
出資等	—	—	—	30,323	30,323	1,212
複数の資産を裏付とする 資産(所謂ファンド) のうち、個々の資産の 把握が困難な資産	—	—	—	44,619	2,429	97
証券化	—	—	—	326	251	10
上記以外	—	—	—	7,908	3,536	141
合計	—	—	—	877,476	208,978	8,359

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
 2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び証券会社向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 3. 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある2つ以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。
 5. 本開示は、平成18年度以降適用される新基準に対応しているため、平成17年度の計数を算出しておりません。

b. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

オペレーショナル・リスクに 対する所要自己資本比率 (基礎的手法)	17年度		18年度	
	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除した額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除した額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
	—	—	5,638	225

- (注) 1. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除した額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

2. 本開示は、平成18年度以降適用される新基準に対応しているため、平成17年度の計数を算出しておりません。

c. 単体自己資本比率の分母の額に4%を乗じた額

(単位：百万円)

所要自己資本額	17年度		18年度	
	リスク・アセット(分母)合計 a	所要自己資本額 b = a × 4%	リスク・アセット(分母)合計 a	所要自己資本額 b = a × 4%
	224,989	8,999	214,617	8,584

2. 信用リスクに関する事項

信用リスクについては、当会所定の「リスクマネジメント要領」、「リスクマネジメントマニュアル（市場リスク・信用リスク）」により算出しています。

当該マニュアルにおいて、当会の資産を統合して管理するための統一的な指標として「当会資産格付」（外部格付、当会融資格付、自己査定結果による）を設定しており、これをもとに信用リスクを算出しています。具体的には、当格付に基づく一定の率（デフォルト率等）を信用リスク計量化の対象となる資産帳簿価額（担保・保証等を控除後）に乗じることにより「信用リスク額」を算出しています。

■ 当会資産格付及び信用リスク計量化の対象となる資産 ■

預け金、コールローン、買入金銭債権、金銭の信託、有価証券（株式、受益証券を除く）
貸出金、債務保証見返、金利スワップ、為替予約、店頭オプション

◆ 当会資産格付一覧表 ◆

当 会 資 産 格 付				ラ ン ク	外部格付	融資格付	自己査定 債務者区分	
格 付 の 意 味								
グループ区分	リスク量評価	償還能力						
		当面	将来					
優 良	最優良	◎	◎	1	AAA	1	正常先	
	優良	◎	○	2	AA	1		
	準優良	○	○	3	A	2		
標 準	標準的（上）	○	△	4	BBB	3		
	標準的（中）	△	△	5		4		
	標準的（下）	△	△	6		5		
業況注視	業況注視	△	×	7		6		
分類対象	要注意	×	×	8	BB以下	7		要注意
	破綻懸念	×	×	9		8		破綻懸念
	実質破綻・破綻	×	×	10		9		10

また、当会における貸倒引当金の計上は、「資産の評価および償却・引当細則」に基づき自己査定結果をもとに以下の通り計上しています。

正常先・要注意先	債権額に予想損失率を乗じた額を一般貸倒引当金へ繰り入れる。
破綻懸念先	Ⅲ分類額からキャッシュフローによる回収可能額を控除した残額、若しくはⅢ分類額に予想損失率を乗じた額を個別貸倒引当金へ繰り入れる。
実質破綻先・破綻先	Ⅲ分類額及びⅣ分類額について、全額を個別貸倒引当金への繰入又は直接償却を行う。

※ 予想損失率：貸倒実績率に一定の修正を加えて算出した率

●標準的手法に関する事項

当会では、自己資本比率算出に係る信用リスク・アセット額を告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次の通りです。

①リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみを使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

②リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付又はカントリー・リスク・スコア

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向け エクスポージャー	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
金融機関向け エクスポージャー		日本貿易保険
法人等向け エクスポージャー（長期）	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
法人等向け エクスポージャー（短期）	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	

(1) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び平均残高

(単位：百万円)

	17年度				18年度			
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ
信用リスク期末残高	797,965	80,711	229,720	—	877,149	88,826	221,683	—
信用リスク平均残高	—	—	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、派生商品取引によるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残高のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、株式や金利、為替などの通常の取引から派生した比較的小さな金額で仮想的に大きな原資産を取引する金融商品取引のうち、金融機関や証券会社の店頭で相対で行われる取引のことです。当会については、受益証券、金銭の信託において保有しておりますが、記載については省略しております。
4. 期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離しておりませんので、期中平均残高の開示を省略いたします。

(2) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び主な種類別の内訳

a. 地域別

(単位：百万円)

	17年度				18年度			
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ
国内	760,692	80,711	192,447	—	840,411	88,826	184,945	—
国外	37,273	—	37,273	—	36,738	—	36,738	—
合計	797,965	80,711	229,720	—	877,149	88,826	221,683	—

- (注) 1. エクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、派生商品取引によるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残高のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、株式や金利、為替などの通常の取引から派生した比較的小さな金額で仮想的に大きな原資産を取引する金融商品取引のうち、金融機関や証券会社の店頭で相対で行われる取引のことです。当会については、受益証券、金銭の信託において保有しておりますが、記載については省略しております。

b. 業種別

(単位：百万円)

	17年度				18年度			
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ
法人	農業	—	—	—	96	96	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	12,722	4,666	5,282	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	10,235	9,182	1,053	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	4,415	4,002	100	—
	運輸・通信業	—	—	—	2,594	1,020	600	—
	金融・保険業	—	—	—	591,102	35,038	74,588	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	31,581	29,941	1,199	—
	日本国政府・地方公共団体	—	—	—	139,605	1,001	136,855	—
その他	—	—	—	77,628	98	2,002	—	
個人	—	—	—	3,779	3,779	—	—	
その他	—	—	—	3,386	—	—	—	
合計	—	—	—	877,149	88,826	221,683	—	

- (注) 1. エクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、派生商品取引によるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残高のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、株式や金利、為替などの通常の取引から派生した比較的小さな金額で仮想的に大きな原資産を取引する金融商品取引のうち、金融機関や証券会社の店頭で相対で行われる取引のことです。当会については、受益証券、金銭の信託において保有しておりますが、記載については省略しております。
4. 「その他」には、ファンドのうちの個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。
5. 本開示は、平成18年度以降適用される新基準に対応しているため、平成17年度の計数を算出しておりません。

c. 残存期間別

(単位：百万円)

	17年度				18年度			
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ
1年以下	—	—	—	—	501,347	11,156	13,978	—
1年超3年以下	—	—	—	—	52,337	15,569	32,507	—
3年超5年以下	—	—	—	—	69,521	21,911	47,097	—
5年超7年以下	—	—	—	—	45,055	21,167	23,048	—
7年超10年以下	—	—	—	—	55,274	9,811	45,462	—
10年超	—	—	—	—	63,433	3,844	59,589	—
期限の定めのないもの	—	—	—	—	90,180	5,365	—	—
合計	—	—	—	—	877,149	88,826	221,683	—

- (注) 1. エクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、派生商品取引によるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残高のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、株式や金利、為替などの通常の取引から派生した比較的小さな金額で仮想的に大きな原資産を取引する金融商品取引のうち、金融機関や証券会社の店頭で相対で行われる取引のことです。当会については、受益証券、金銭の信託において保有しておりますが、記載については省略しております。
4. 本開示は、平成18年度以降適用される新基準に対応しているため、平成17年度の計数を算出しておりません。

(3) 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

a. 地域別

(単位：百万円)

	17年度	18年度
国内	—	87
国外	—	—
合計	—	87

- (注) 1. 「三月以上延滞エクスポージャー」には、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャーのほか、「金融機関及び証券会社向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーを含んでいます。
 2. 本開示は、平成18年度以降適用される新基準に対応しているため、平成17年度の計数を算出しておりません。

b. 業種別

(単位：百万円)

		17年度	18年度
法人	農業	—	—
	林業	—	—
	水産業	—	—
	製造業	—	—
	鉱業	—	—
	建設・不動産業	—	82
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
	運輸・通信業	—	—
	金融・保険業	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—
	その他	—	—
個人	—	5	
合計	—	87	

- (注) 1. 「三月以上延滞エクスポージャー」には、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャーのほか、「金融機関及び証券会社向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーを含んでいます。
 2. 本開示は、平成18年度以降適用される新基準に対応しているため、平成17年度の計数を算出しておりません。

(4) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

a. 種類別

(単位：百万円)

	17年度					18年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	162	26	-	162	26	26	-	-	26	-
個別貸倒引当金	786	518	134	652	518	518	464	-	518	464

b. 地域別

(単位：百万円)

	17年度					18年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
国内	786	518	134	652	518	518	464	-	518	464
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	786	518	134	652	518	518	464	-	518	464

c. 業種別

(単位：百万円)

		17年度					18年度				
		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
				目的使用	その他				目的使用	その他	
法人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・ 不動産業	-	-	-	-	-	177	82	-	177	82
	電気・ガス・ 熱供給・ 水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・ 飲食・サー ビス業	-	-	-	-	-	127	153	-	127	153
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
個人	-	-	-	-	-	213	229	-	213	229	
合計	-	-	-	-	-	518	464	-	518	464	

(注) 本開示は、平成18年度以降適用される新基準に対応しているため、平成17年度の計数を算出しておりません。

(5) 業種別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

		17年度	18年度
法人	農業	—	—
	林業	—	—
	水産業	—	—
	製造業	—	—
	鉱業	—	—
	建設・不動産業	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
	運輸・通信業	—	—
	金融・保険業	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—
	その他	—	—
個人	—	—	
合計	—	—	

(注) 本開示は、平成18年度以降適用される新基準に対応しているため、平成17年度の計数を算出しておりません。

(6) リスク・ウェイト区分ごとの信用リスク削減効果勘案後の残高等

(単位：百万円)

		17年度			18年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残高	0%	—	—	—	—	150,921	150,921
	10%	—	—	—	—	786	786
	20%	—	—	—	8,183	567,108	575,291
	35%	—	—	—	—	427	427
	50%	—	—	—	26,432	523	26,955
	75%	—	—	—	—	180	180
	100%	—	—	—	9,940	68,035	77,975
	150%	—	—	—	—	253	253
	その他	—	—	—	—	44,357	44,357
自己資本控除		—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	44,556	832,593	877,149

(注) 1. 原エクスポージャーに外部格付が適用されているものを格付ありとして表示しております。
 2. 本開示は、平成18年度以降適用される新基準に対応しているため、平成17年度の計数を算出しておりません。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定め、「適格金融資産担保付取引」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

「適格金融資産担保付取引」とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

「保証」については、非保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関又は証券会社、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

「貸出金と自会貯金の相殺」については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

標準的手法において信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

	17年度			18年度		
	適格金融 資金担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資金担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	357	—
地方三公社向け	—	—	—	—	6,873	—
金融機関及び証券会社向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	—	—	—	10	3,702	—
中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	3	31	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	7	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証 券 化	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	13	10,972	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
 2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び証券会社向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある2つ以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 4. 「その他」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
 5. 「クレジット・デリバティブ」とは、信用リスクをヘッジ（回避・低減）するために、債務者である会社等の信用力を指標に将来受け渡す損益を決める取引です。
 6. 本開示は、平成18年度以降適用される新基準に対応しているため、平成17年度の計数を算出しておりません。

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）に係る取引です。「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡し又は決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払いを行う取引です（平成18年度については開示対象外です）。

当会では、「リスクマネジメント要領」、「リスクマネジメントマニュアル（市場リスク・信用リスク）」において、ディーリング的取引等に係るリスク管理については以下の通りとして、ヘッジ目的以外に行うデリバティブ取引についても同様の管理としています。

保有区分を「売買目的」とする有価証券等については、運用目的を明確にするとともに、運用限度額、損失限度額、ロスカットルールを設定し管理する。

(1) 派生商品取引及び長期決済期間取引の状況

	17年度	18年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

(単位：百万円)

18年度	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担 保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自組合貯金	債 券	その他	
(1) 外国為替関連取引	—	3,718	—	—	—	3,718
(2) 金利関連取引	—	37,231	—	—	—	37,231
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	—	707	—	—	—	707
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	396	—	—	—	396
(7) クレジット・デリバティブ	—	1,049	—	—	—	1,049
派生商品合計	—	43,103	—	—	—	43,103
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果（△）		—	—	—	—	—
合 計	—	43,103	—	—	—	43,103

(単位：百万円)

17年度	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担 保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自組合貯金	債 券	その他	
(1) 外国為替関連取引	—	—	—	—	—	—
(2) 金利関連取引	—	—	—	—	—	—
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	—	—	—	—	—	—
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	—	—	—	—	—	—
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果（△）		—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引を時価評価することにより算出する再構築コスト（同一の取引の相手方において取引の継続的履行が不可能となったような場合に、同一の取引を市場で再構成する場合に必要なコスト）に当該取引の想定元本（取引に係る利息等を計算するための名目の元本）に取引内容や期間に応じた一定の掛目を乗じて算出される金額を加算することで与信相当額を算出する方法のことで、
2. 「クレジット・デリバティブ」とは、信用リスクをヘッジ（回避・低減）するために、債務者である会社等の信用力を指標に将来受け渡す損益を決める取引です。
3. 「グロス再構築コストの額」については「信用リスク削減効果勘案前の与信相当額」に含んで表示していることから、記載については省略しています。
4. 本開示は、平成18年度以降適用される新基準に対応しているため、平成17年度の計数を算出しておりません。

(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

(単位：百万円)

	17年度		18年度	
	プロテクションの購入	プロテクションの提供	プロテクションの購入	プロテクションの提供
想定元本額	—	—	—	—
種類 1	—	—	—	—
種類 2	—	—	—	—
種類 3	—	—	—	—

- (注) 1. 「クレジット・デリバティブ」とは、信用リスクをヘッジ（回避・低減）するために、債務者である会社等の信用力を指標に将来受け渡す損益を決める取引です。
2. 「プロテクションの購入」とは、クレジット・デリバティブ取引において信用リスクをヘッジ（回避・低減）するための取引、「プロテクションの提供」とは、保証を与える取引を指します。
3. 「想定元本」とは、投資元本がない金融派生商品取引において、金利計算等を行うための名目上の元本のことです。
4. 本開示は、平成18年度以降適用される新基準に対応しているため、平成17年度の計数を算出しておりません。

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いている

クレジット・デリバティブの想定元本

(単位：百万円)

	17年度	18年度
想定元本額	—	—

- (注) 本開示は、平成18年度以降適用される新基準に対応しているため、平成17年度の計数を算出しておりません。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

●リスク管理の方針及び手続の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある2以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

当会における証券化エクスポージャーを取得、管理する方針、手続等の概要は有価証券の管理と同様です。

●信用リスク・アセットの額算出方法の名称

証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の算出については、標準的手法を採用しています。

●証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」及び「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

●証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(1) 当社がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(2) 当社が投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

a. 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

	17年度	18年度
クレジットカード与信	—	—
住 宅 ロ ー ン	—	—
自 動 車 ロ ー ン	—	—
そ の 他	—	342
合 計	—	342

(注) 本開示は、平成18年度以降適用される新基準に対応しているため、平成17年度の計数を算出しておりません。

b. リスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	17年度		18年度	
	残 高	所要自己資本額	残 高	所要自己資本額
リスク・ウェイト20%	—	—	201	1
リスク・ウェイト50%	—	—	2	0
リスク・ウェイト100%	—	—	2	0
リスク・ウェイト350%	—	—	13	1
そ の 他	—	—	106	6
合 計	—	—	326	10

(注) 1. 「その他」には、自己資本比率告示第225条第6項の規定により適用される裏付資産のリスク・ウェイトの加重平均値となるもの、及び自己資本比率告示附則第13条の経過措置により適用される上記区分以外のリスク・ウェイトとなるものが該当します。

2. 本開示は、平成18年度以降適用される新基準に対応しているため、平成17年度の計数を算出しておりません。

c. 自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

	17年度	18年度
クレジットカード与信	—	—
住 宅 ロ ー ン	—	—
自 動 車 ロ ー ン	—	—
そ の 他	—	15
合 計	—	15

- (注) 1. 自己資本比率告示第223条の規定に基づき、格付により自己資本控除になるもの及び信用補完機能をもつ1/0ストリップスによる自己資本控除となった証券化エクスポージャーを記載しています。
2. 本開示は、平成18年度以降適用される新基準に対応しているため、平成17年度の計数を算出しておりません。

d. 経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額

(単位：百万円)

	17年度	18年度
経過措置の適用により算出される信用リスクアセットの額	—	—

- (注) 1. 証券化エクスポージャーに関する経過措置とは、自己資本比率告示附則第13条の規定に基づき、平成18年3月31日時点で保有する証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額について、平成26年6月30日までの間、証券化エクスポージャーの原資産に対して新告示を適用した場合の信用リスク・アセット額と旧告示を適用した場合の信用リスク・アセット額のうち、いずれか大きい額を上限とする措置のことです。
2. 本開示は、平成18年度以降適用される新基準に対応しているため、平成17年度の計数を算出しておりません。

6. オペレーショナル・リスクに関する事項

●リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。

当会では「リスクマネジメント要領」、「リスクマネジメントマニュアル（事務リスク）」において管理しています。事務リスクの定義として「役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより当会が損失を被るリスク」としており、リスクの分類として①事故（システム障害を含む）、②交通事故、③事務ミスに分けています。管理部署は総務部とし、経営に重大な影響を与える不祥事件等、コンピュータ・システム障害についてはその都度、その他の事項については必要に応じて、理事会、経営管理委員会へ報告することとしています。

●オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当会では、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、基礎的手法を採用しております。基礎的手法とは、1年間の粗利益に15%を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用費用を加算して算出します。

7. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

●出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等又は株式等」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものです。

当会では、「資産の評価および償却・引当細則」、「有価証券減損処理基準」に基づいて資産査定を行い、適切に償却を実施しています。そのうち、時価のある株式については「リスクマネジメント要領」、「リスクマネジメントマニュアル（市場リスク・信用リスク）」により管理を行っており、一定基準を下回る銘柄が発生した場合には、回復可能性を判断して、個別に対処方針を決定することとしています。

(1) 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	17年度		18年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	5,980	5,980	6,655	6,655
非上場	19,153	19,153	19,152	19,152
合計	25,134	25,134	25,807	25,807

(2) 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

	17年度			18年度		
	売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
上場	445	0	—	612	—	—
非上場	—	—	—	11	—	—
合計	445	0	—	624	—	—

(3) 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(その他有価証券の評価損益等)

(単位：百万円)

	17年度		18年度	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上場	1,783	157	1,562	151
非上場	—	—	—	—
合計	1,783	157	1,562	151

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

	17年度		18年度	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上場	—	—	—	—
非上場	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

8. 金利リスクに関する事項

●リスク管理の方針及び手続の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスクのことです。

当会では、「リスクマネジメント要領」、「リスクマネジメントマニュアル（市場リスク・信用リスク）」により算出しています。

保有区分を「その他」とする有価証券、金銭の信託の市場金利変動に伴うネット評価損の最大想定額を市場関連リスク額とし、株式・受益証券・金銭の信託以外の有価証券についてはB P Vにより、株式・受益証券・金銭の信託についてはV a R等により算出しています。

以下については、18年度末における銀行勘定の金利リスクの計測結果です。金利リスクは運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算出しています。

（金利リスク量 = 運用勘定合計 - 調達勘定合計）

（単位：百万円）

貸出金	1,237
有価証券	4,355
預け金	1,348
その他	2,078
運用勘定合計	9,019
定期性貯金	2,247
当座性貯金	—
その他	36
調達勘定合計	2,284
金利リスク量	6,735

※ 自己資本に占める金利リスク量の割合は 16.963%となります。

※ 保有期間240営業日、観測期間5年で計測される金利変動の99パーセンタイル値によります。

※ コア貯金については適用していません。

●金利ショックに対する損益又は経済価値の増減

（単位：百万円）

	17年度	18年度
金利ショックに対する 損益・経済価値の増減額	—	△ 6,735

（注） 1. 「△」は金利ショックによる損益・経済価値の減少額を意味しております。

2. 本開示は、平成18年度以降適用される新基準に対応しているため、平成17年度の計数を算出していません。

代表者の確認書

【財務諸表の正確性・内部監査の有効性についての確認】

私は平成18年4月1日から平成19年3月31日までの事業年度のディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関する全ての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しております。

当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。

- 業務分掌と所轄部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
- 業務の実施部署から独立した内部監査部門であるJAバンク本部が、内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項についてはJAバンク本部から理事会等に適切に報告されております。
- 重要な経営情報については理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成19年6月29日

京都府信用農業協同組合連合会

代表理事理事長

井尻 総 



「JAバンク相談所」のご案内

JAバンクは、お客様の声を誠実に受け止めます。

JAバンク相談所の ご案内

「JAバンク相談所」は、JA等の信用事業に関する利用者の皆さまの苦情をお受けし、公正・誠実な立場から円滑な解決が図られるよう、京都府農業協同組合中央会が設置・運営している機関です。

「JAバンク相談所」は、利用者から苦情の申し出があった場合には、これを誠実に受け付け、利用者の了解を得たうえで、JA等に対して申し出のあった苦情の迅速な解決を求めることとしています。

JA等の信用事業に関するお取引でお困りの場合は、ご遠慮なく「JAバンク相談所」へ申し出ください。

JAバンクグループの第3者機関

京都府JAバンク相談所

所在地 ◆ 京都市南区東九条西山王町1番地 京都JA会館4階
(京都府農業協同組合中央会内)

受付時間 ◆ 月～金曜日 午前9時～午後5時
(金融機関の休業日を除く)

電話番号 ◆ 075-693-2105